

建設コンサルタント業務等における
入札・契約手続きに関するガイドライン

<建築関係建設コンサルタント業務>

平成31年4月

中部地方整備局

はじめに

中部地方整備局では建設コンサルタント業務等については、主としてプロポーザル方式と価格競争入札方式による調達方式で実施してきたところであるが、平成20年度より総合評価落札方式が導入されたことから、より業務の特性にあった調達区分の選択が可能となり、一般競争の導入や入札・契約手続きのより一層の競争性・透明性の確保、効率化の観点から平成21年度にプロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式の使い分けや運用方法の標準を定めた「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」を策定した。

今回、平成30年度の運用状況等を勘案し内容の一部を改定するものであり、適用は平成31年4月からとする。

また、本ガイドラインは、あくまでも標準的な考え方や運用について記載しているものであり、個別業務の手続きにあたっては、業務特性等を十分に考慮し、業務内容に応じた適正な手続きを実施されたい。

なお、本ガイドラインは、内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行うこととしている。

目次

はじめに	1
I 建設コンサルタント業務等における入札契約手続き区分と概要	2
II 中立かつ公平な審査・評価の確保	8
III プロポーザル方式における要件設定と審査	27
IV 総合評価落札方式における要件設定と審査	49
V 価格競争方式における要件設定と審査	93
V-1 一般競争入札方式	93
V-2 簡易公募型競争入札方式	109
V-3 指名競争入札方式	133
VI 低入札価格調査に該当した場合の取扱い	145
VII 品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格	150
VIII 評価結果の公表	151
IX 設計共同体	152

【本ガイドラインの経緯】

通知	平成21年7月版（平成21年7月13日）
改訂	平成23年5月版（平成23年6月6日）
改訂	平成24年4月版（平成24年4月6日）
改訂	平成25年4月版（平成25年4月8日）
改訂	平成26年4月版（平成26年4月7日）
改訂	平成27年2月版（平成27年2月6日）
改訂	平成27年4月版（平成27年4月1日）
改訂	平成27年7月版（平成27年7月7日）
改訂	平成28年4月版（平成28年4月1日）
改訂	平成29年4月版（平成29年4月1日）
改訂	平成30年4月版（平成30年4月1日）
改訂	平成31年4月版（平成31年4月1日）

I 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き区分と概要

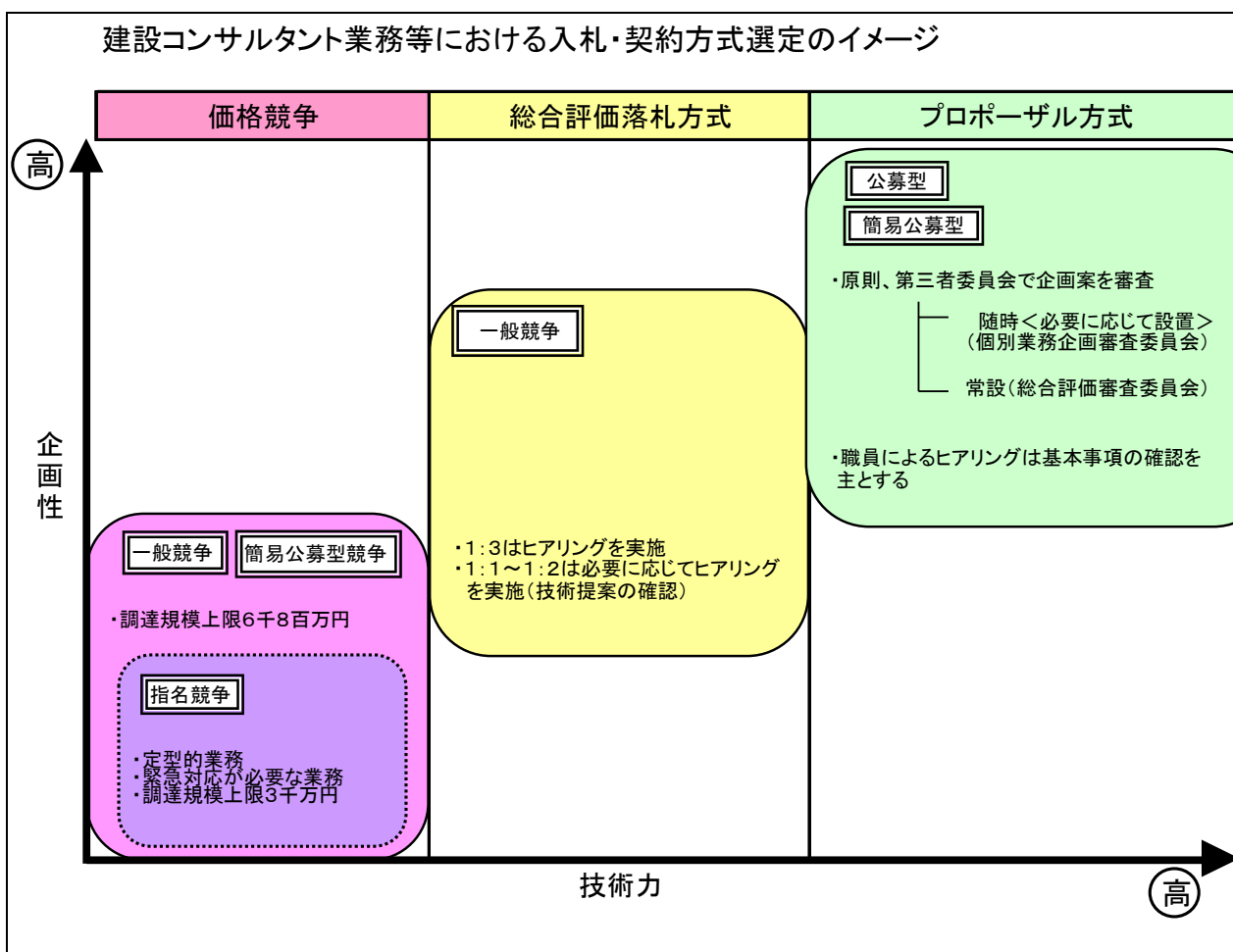
1. 入札・契約手続きの基本的な適用の考え方

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が少ない場合を除き、プロポーザル方式又は総合評価落札方式のいずれかの方式を選定することとし、プロポーザル方式については、仕様が未確定で業務内容が特に高度な業務に適用するものとする。

また、価格競争方式については、一般競争入札を基本とし、指名競争入札は、定型的業務、緊急対応が必要な業務等に適用する。

各手続きの区分及び概要は、以下のとおりとする。

プロポーザル方式	提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務
総合評価落札方式	業務の仕様は確定しているが、実施方針や実施手順、技術的工夫を求める事により、より品質の高い成果が期待できる業務
価格競争方式	業務の仕様が確定しており、定められた手順で実施することにより適切な成果が期待できる業務又は緊急対応が必要な業務



2. 入札・契約手続きの選定

入札・契約方式の選定にあたっては、「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き選定フローチャート」を参考に、業務内容に応じた入札契約方式を選定する。

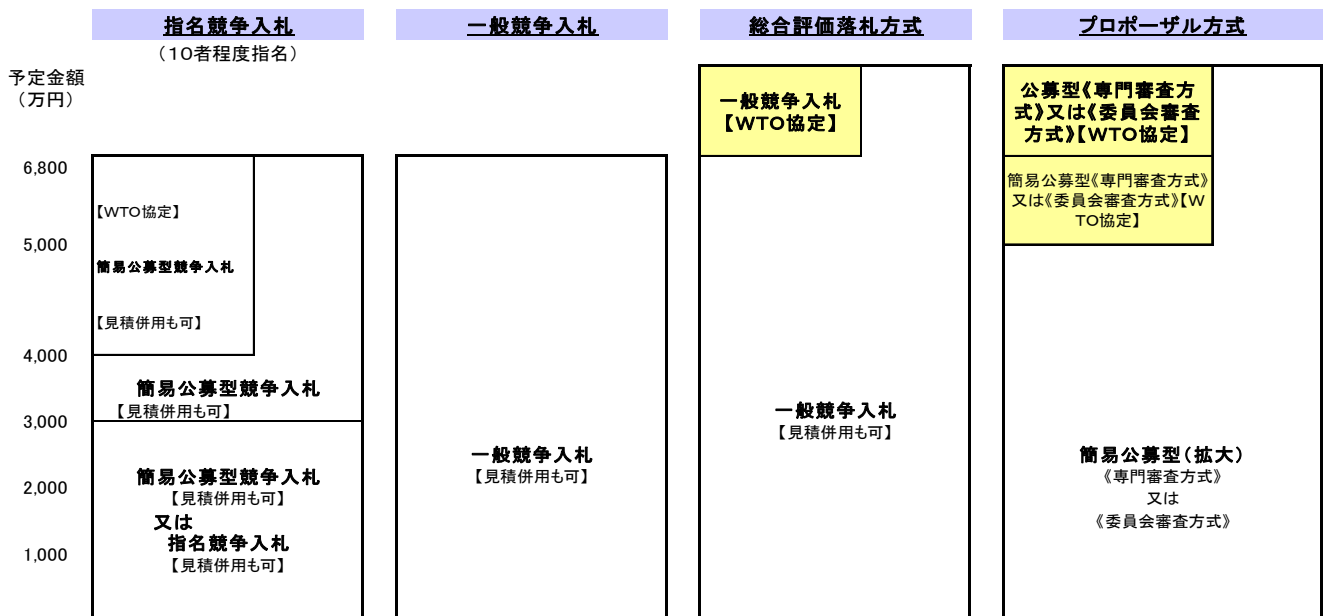
3. 入札・契約方式毎の選定業者数

各方式毎の選定業者数は以下による。

契約方式		選定業者数
プロポーザル方式		応募要件を満たす全ての者
総合評価落札方式	一般競争総合評価落札方式	競争参加資格を満たす全ての者
価格競争方式	一般競争入札方式	競争参加資格を満たす全ての者
	簡易公募型競争入札	上位10者程度 ※
	指名競争入札方式	上位10者程度 ※

※評価10位の者が複数者ある場合は、全てを選定する。

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの区分(案)

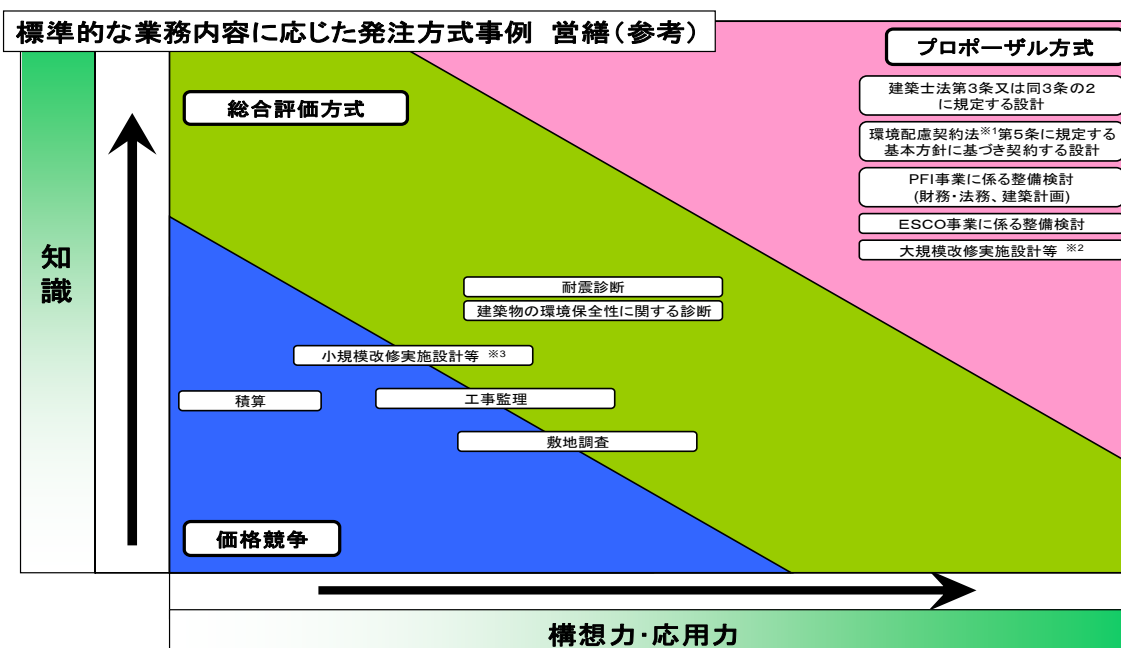


建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの概要

区分	業務の特性		備考
プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務。 なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務		
	型式	適用条件等	
	公募型	WTO適用業務で基準額以上(6,800万円以上)の業務	
	簡易公募型	WTO適用業務で基準額未満(6,800万円未満)かつ一定規模(5,000万円以上)を有する業務	
	簡易公募型(拡大)	上記の条件にあてはまらない業務	
総合評価落札方式	一般競争入札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務	見積併用可 ※
価格競争方式	簡易公募型競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、競争参加者が多数想定される調達価格が6,800万円未満の業務	見積併用可 ※
	一般競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、調達価格が6,800万円未満の業務	見積併用可 ※
	指名競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、業務の履行が可能な指名業者リストが作成しやすく、かつ、調達価格が3,000万円未満の業務	見積併用可 ※

※見積併用：総合評価落札方式又は、価格競争入札方式において、予定価格の一部又は全部について見積を求める必要がある業務に適用。見積額の上限は、設定しない。なお、WTO適用業務は除外する。

4. 業務の特性区分のイメージ



注1:「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」。
 注2:耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計。
 注3:注2以外の実施設計
 注4:設計競技方式については上図によらないものとする。
 注5:上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

(1) プロポーザル方式による発注業務のイメージ

プロポーザル方式で発注する業務は、仕様が未確定で業務内容が専門性の高い業務とし、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務とする。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合においても、プロポーザル方式を選定する。

発注業務のイメージ

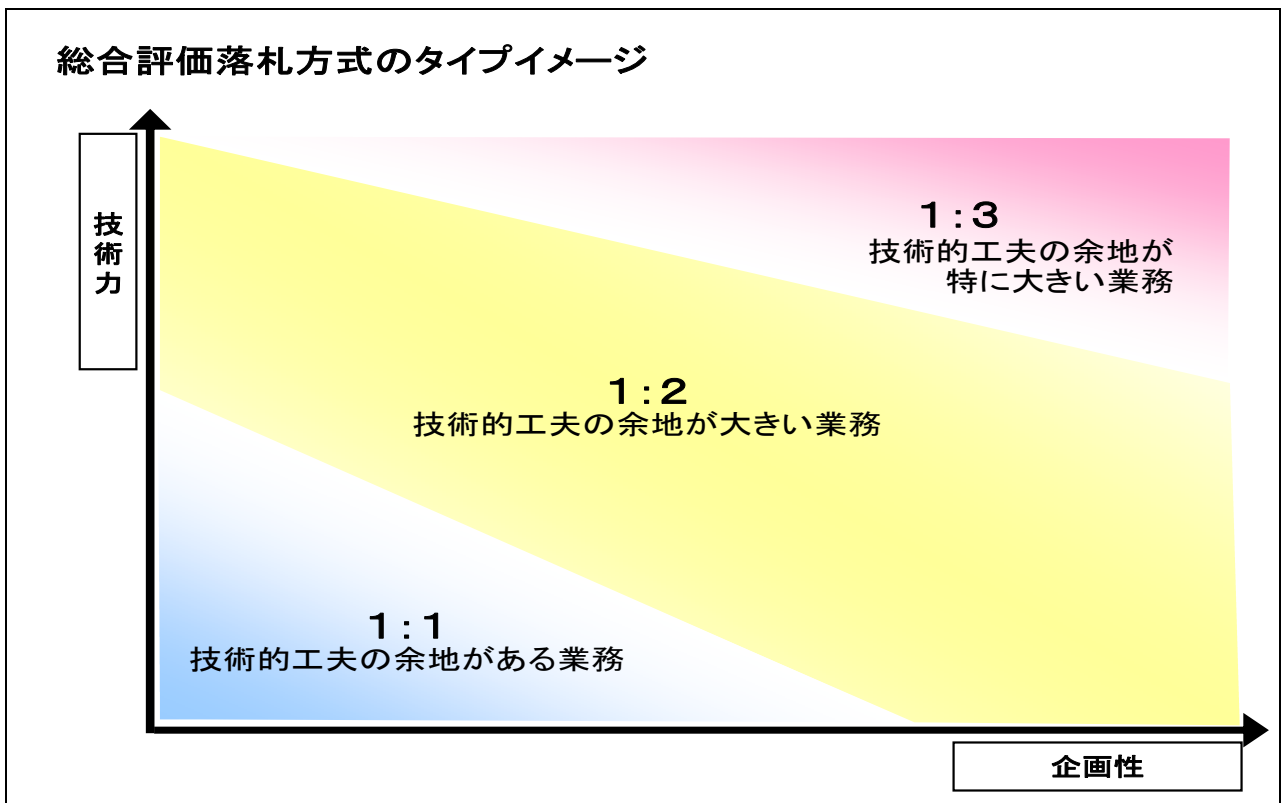
- ・仕様が未確定で業務に関する幅広い知識が業務成果に大きく左右する設計や施策・計画立案のための調査、検討業務といった専門性の高い業務
- ・全国又は地整内に共通する施策・計画・基準等の検討業務

【参考】プロポーザル方式による発注業務のイメージ

- ・建築士法第3条又は同3条の2に規定する設計(仕様が未確定で業務内容の専門性の高い業務の場合)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計
- ・PFI事業に係る整備検討(財務・法務、建築計画)
- ・ESCO事業に係る整備検討
- ・大規模な改修実施設計(建築基準法第2条十四又は十五)等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

(2) 総合評価落札方式及び価格競争方式による発注業務のイメージ

業務タイプ		業務イメージ		対象業務(案)
総合評価落札方式	1:3	技術的工夫が特に大きい業務	業務の難易度が高く、専門的な知識の拘束力・応用力に関する技術評価が特に重要な業務。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な仕様が確定している業務 一般的な手法により設計の基本的な与条件(指標、工法等)の検討を行う業務 施工計画作成業務、工事等に関するマニュアル検討 下記の1:2業務の高度なもの
	1:2	技術的工夫の余地が大きい業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫に加え、専門的な知識や構想力・応用力を評価テーマとして評価することで質の高い成果が期待できる業務。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者支援業務(資料作成、監督等) 下記の1:1業務の高度なもの
	1:1	技術的工夫の余地がある業務	調査手法、設計手法、監理方法が定められており、業務の実施手順や実施体制等の工夫により、成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる業務。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修計画(診断を含む) 建築物の環境保全性に関する業務 設計業務 工事監理業務
価格競争方式		技術的工夫の余地が小さい業務	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務、又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、調達価格が6,800万円未満の業務 入札参加要件として一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務 工事監理業務 積算業務 図面作成等単価契約



(3) 価格競争方式による発注業務のイメージ（参考）

技術的工夫の余地が小さい業務や入札参加要件として一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は、価格競争方式を選定することができる。

【参考】価格競争方式による発注業務のイメージ

- ・ 設計業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 積算業務
- ・ 図面作成等単価契約
- ・ 敷地調査業務
- ・ 定型的業務
- ・ 緊急対応が必要な業務
- ・ 上記の他、価格競争方式によらざるを得ない業務（特に設備設計業務等で他の方式では競争性の確保が困難と想定される場合含む） 等

また、価格競争の契約方式として、一般競争入札方式を、原則、選定するものとする。

II 中立かつ公平な審査・評価の確保

1. 審査及び手続きの流れ

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により手続きを行う場合は、企画提案・技術提案の審査が中立かつ公正に行われるよう、原則として外部委員のみで組織された総合評価審査委員会 第三部会（地域部会含む）（以下「委員会」という。）において審査又は意見聴取を実施する。

	対 象 業 務
第三部会	本官業務、地整統一業務
地域部会	分任官業務（地整統一業務除く）

なお、委員会において審査又は意見聴取する業務及び内容は以下のとおりとする。

○プロポーザル方式

全ての業務について、企画提案の審査を行うものとする。

時間的猶予がない場合は、委員会の当該分野の専門家2名以上の委員による持ち回り委員会で審査も可とする。

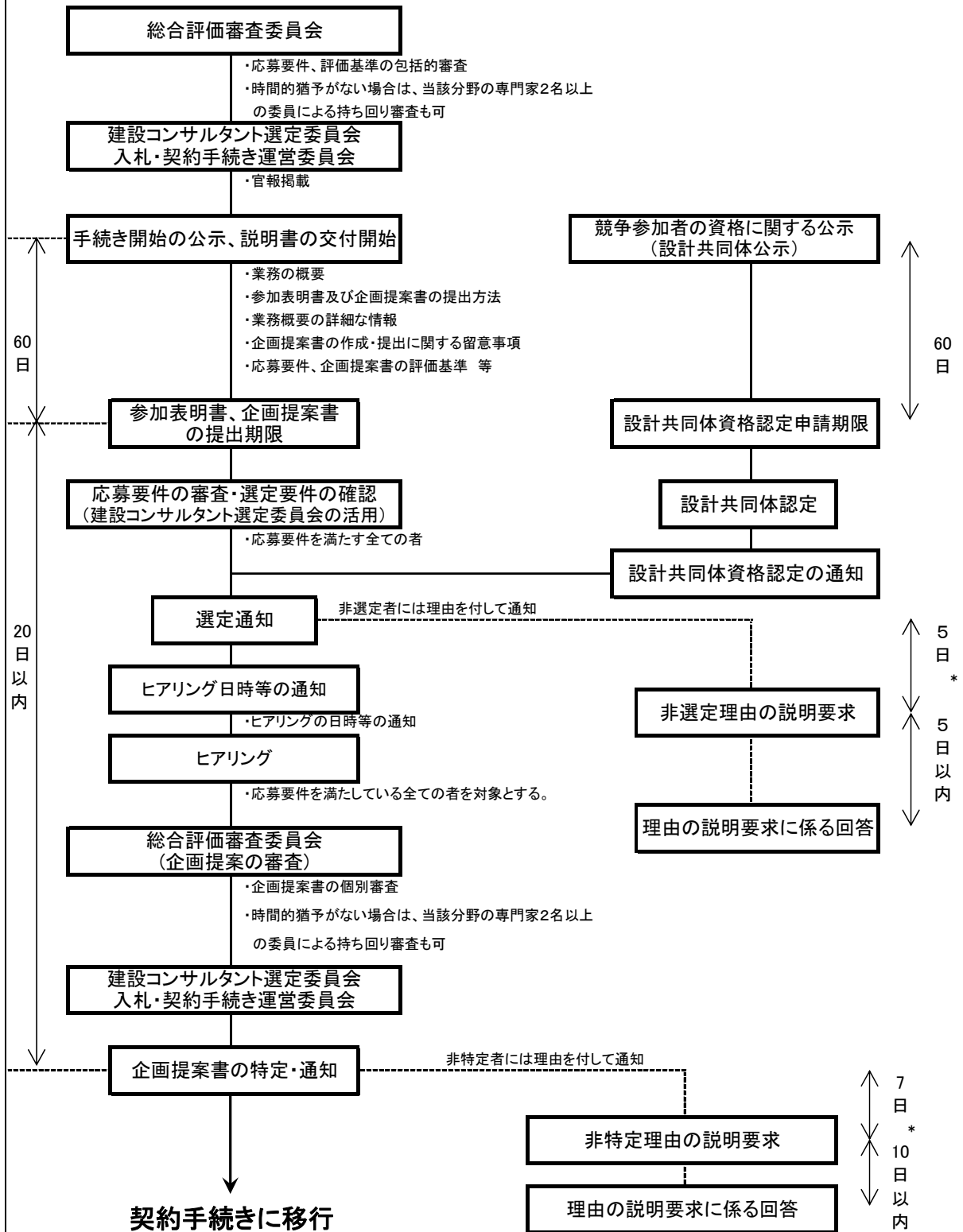
なお、評価方法（評価項目、評価基準及び配点）については、あらかじめ包括的な審査を実施するものとする。

高度な業務を対象に外部の学識者等で構成する専門委員会を、個別業務毎に設置し企画提案の審査を実施することも可能とする。

○総合評価落札方式

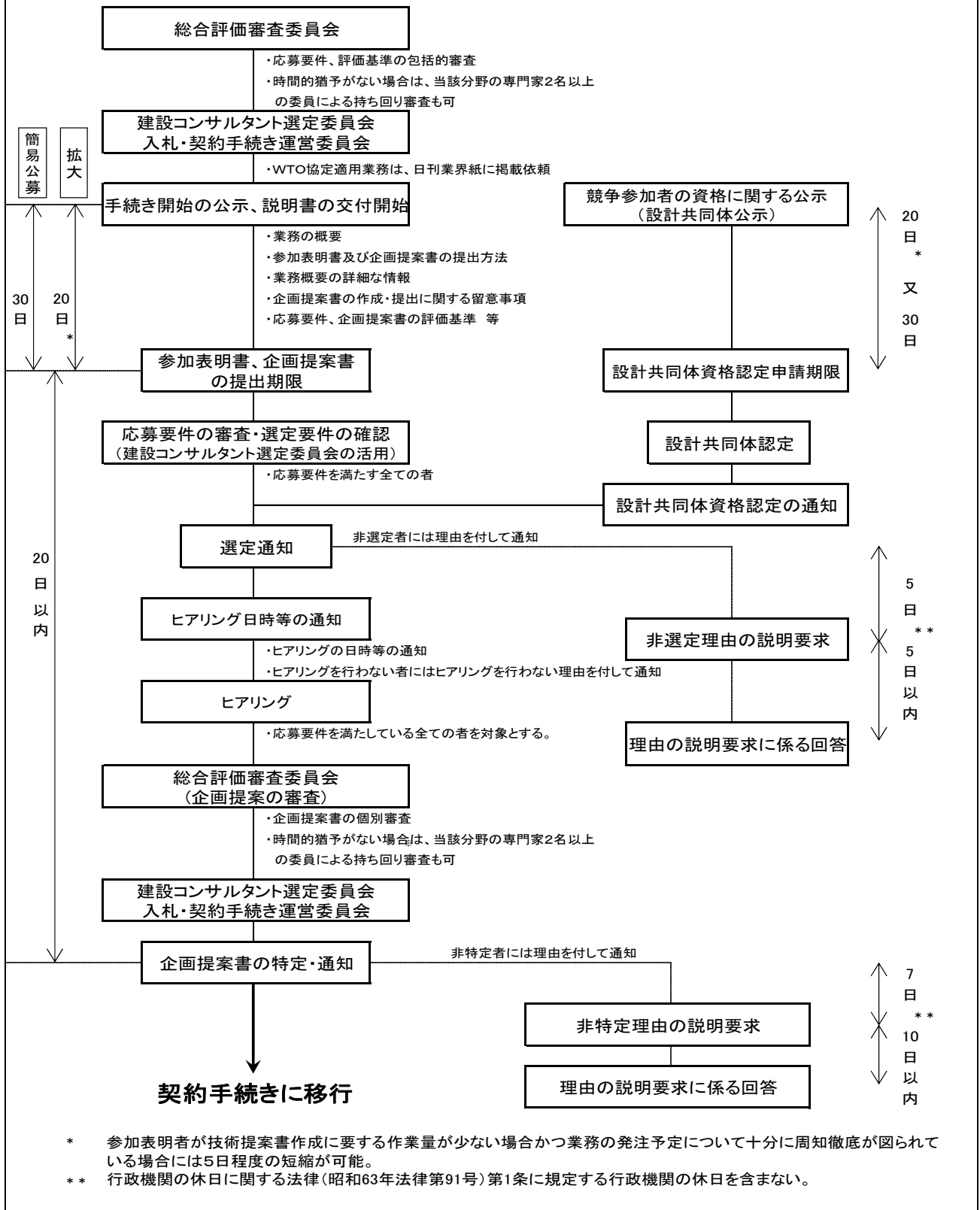
複数の業務に共通する評価方法に関すること、評価項目、配点割合等を標準から変更する業務については、評価項目、評価基準及び配点の決定方法について意見聴取を行う。

公募型プロポーザル方式の手続き



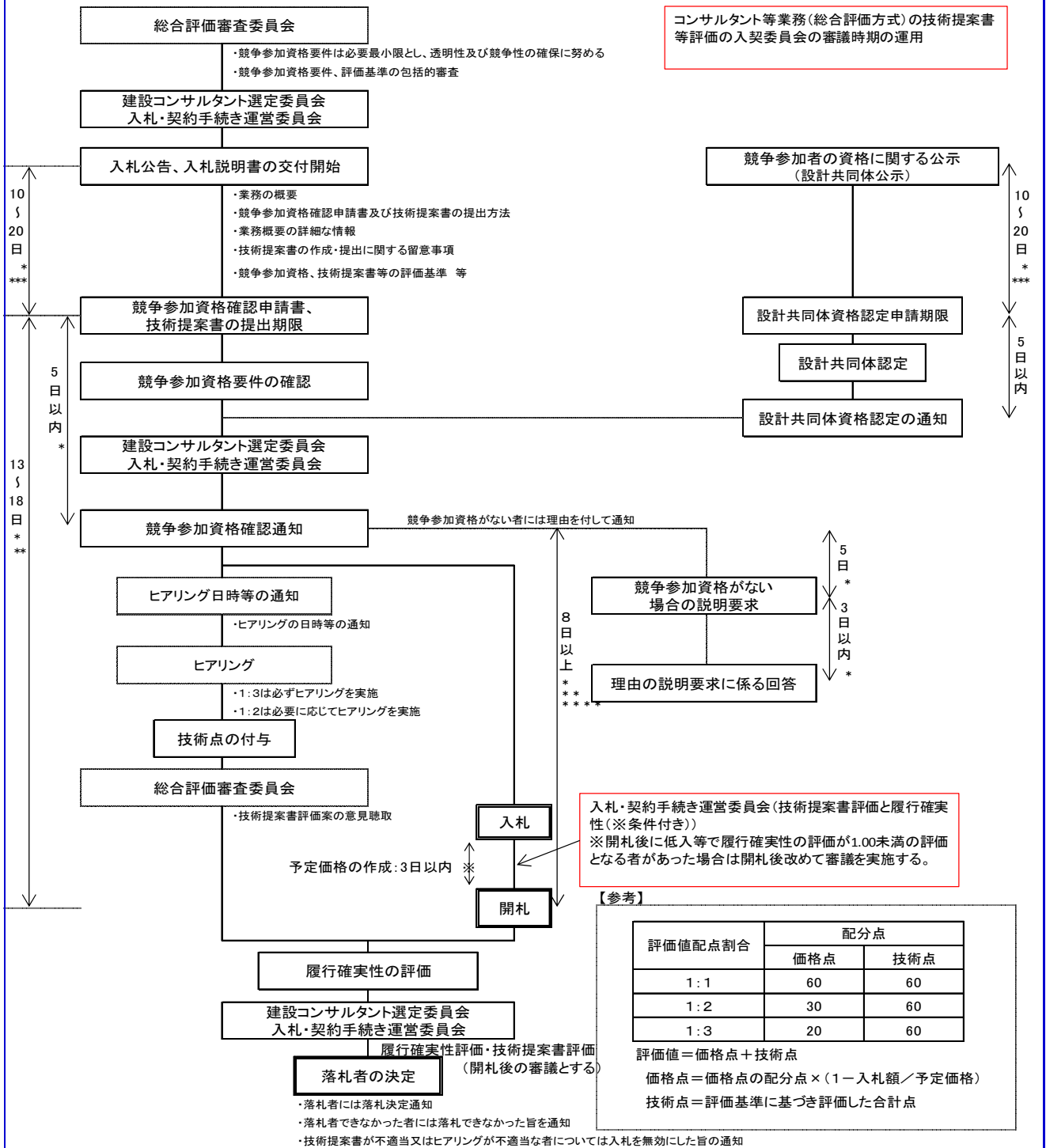
* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式の手続き



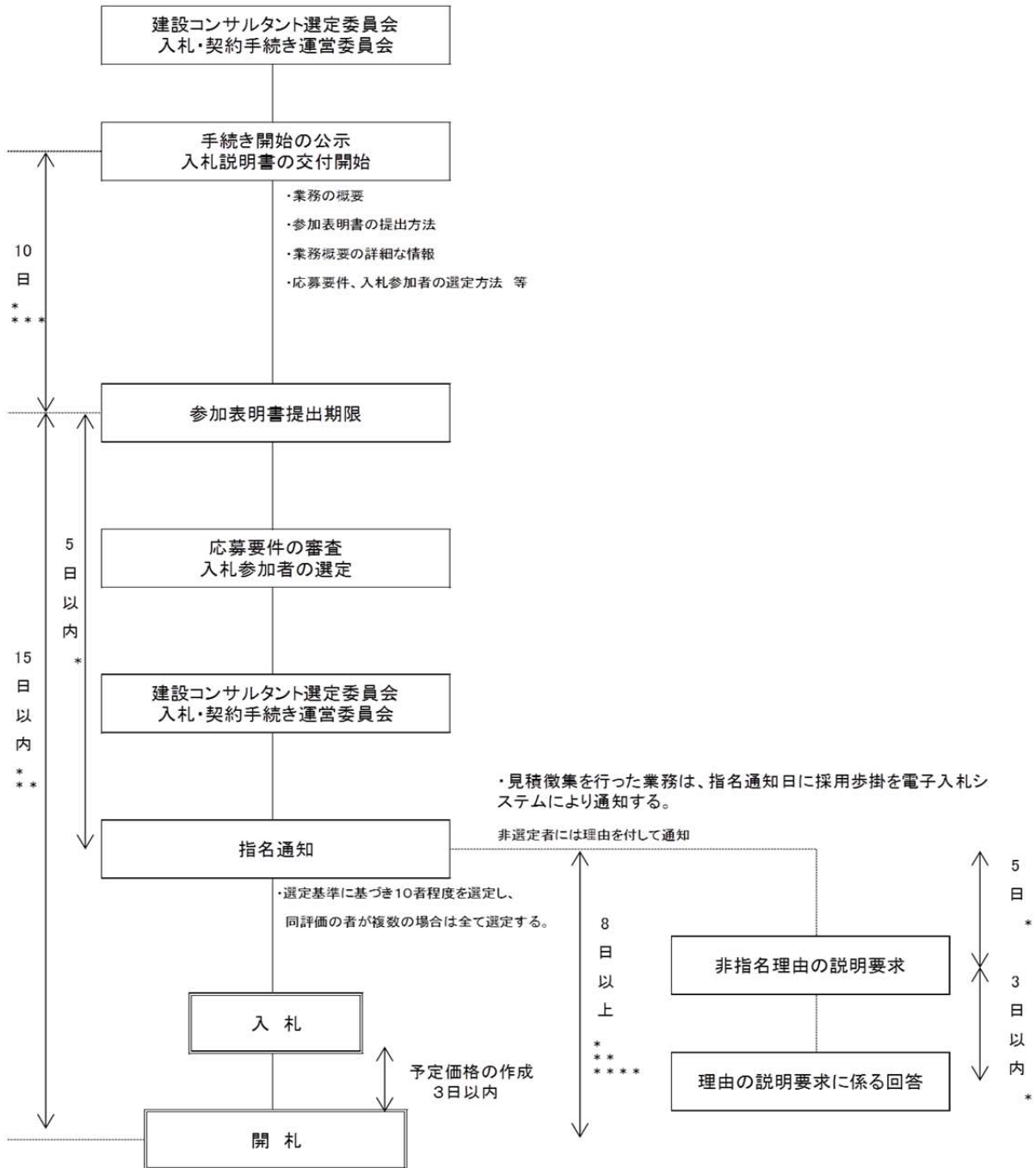
* 参加表明者が技術提案書作成に要する作業量が少ない場合かつ業務の発注予定について十分に周知徹底が図られている場合には5日程度の短縮が可能。
 ** 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含めない。

一般競争総合評価落札方式(見積徴集なし)の手続き



* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
 ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
 *** テーマを求めない場合は10日とする。テーマを求める場合は、難易度に応じて15日～20日とする。
 **** 「8日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、入札1日、予定価格作成1日、開札1日としており、最短期間の8日を提示しているものである。
 ※ 技術提案書、その他総合評価にかかる評価点の審議は、開札後の審議とする。
 ※ 予定価格の作成は、入札書の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

簡易公募型競争入札方式の手続き



* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

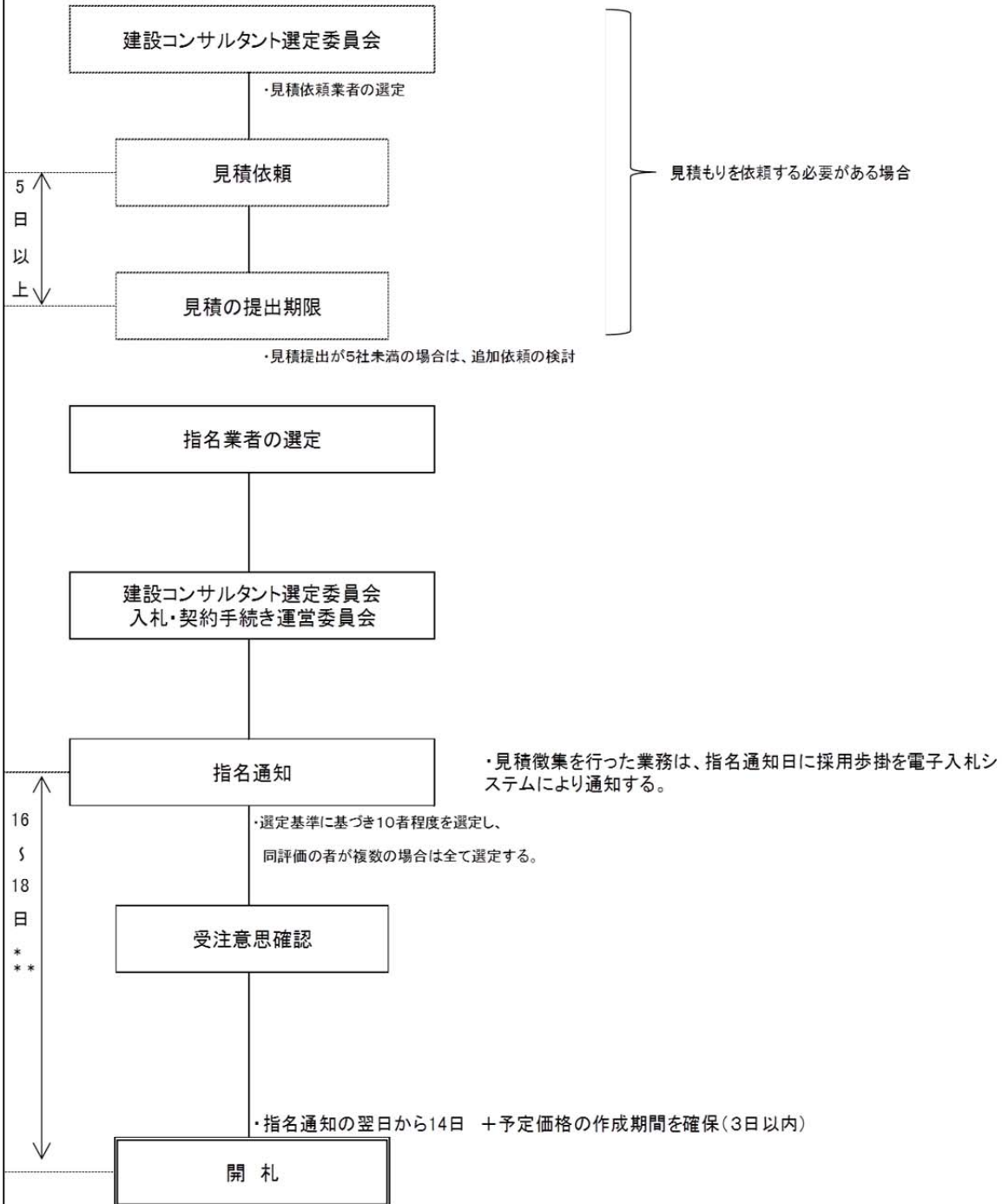
** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。

*** 5日まで適宜短縮可能。ただし、見積を徴集する場合は短縮不可。

**** 「8日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、入札1日、予定価格作成1日、開札1日としており、最短期間の8日を提示しているものである。

※ 予定価格の作成は、入札書の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

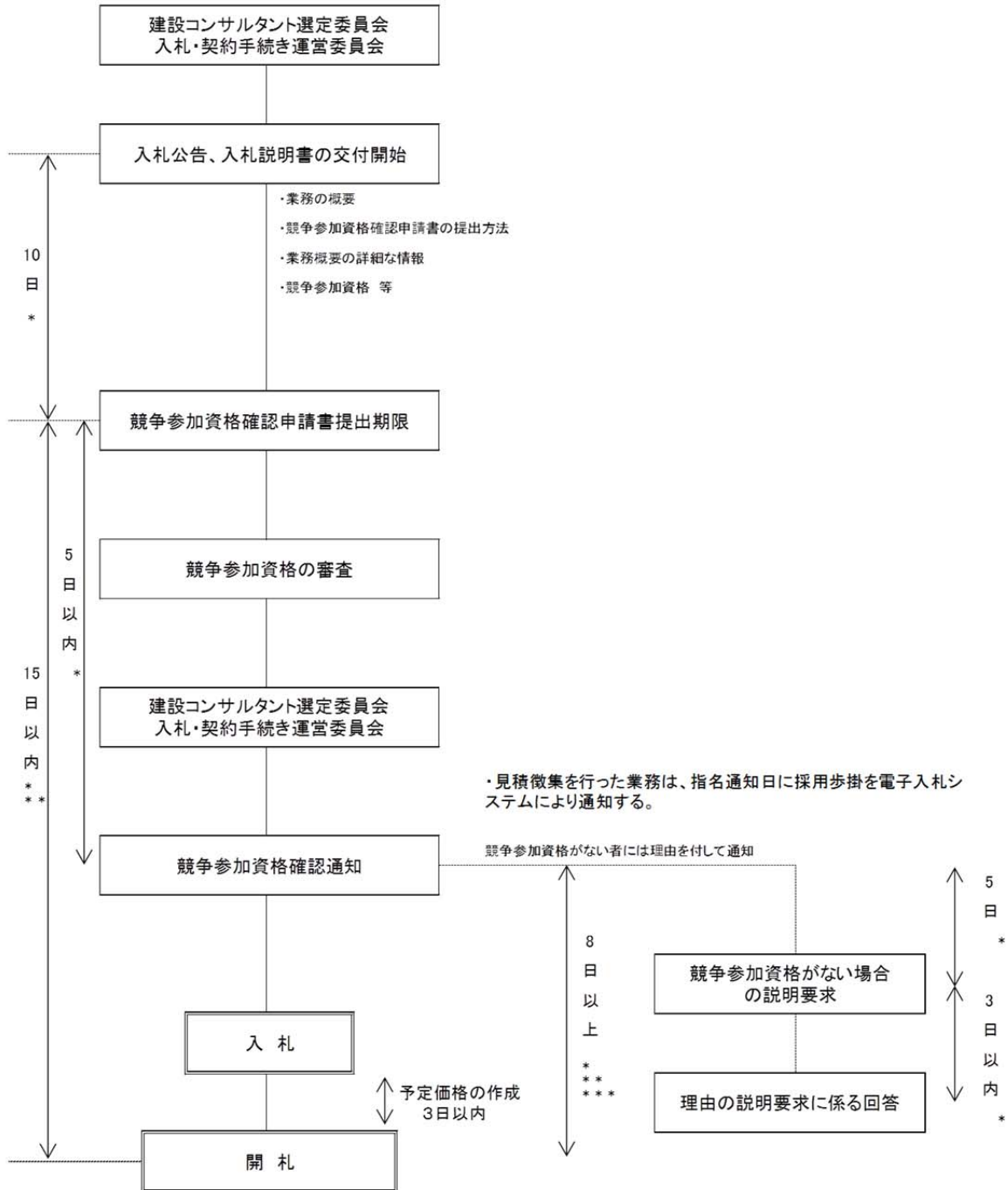
指名競争入札方式の手続き



* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

** 見積徴集を行う場合は、8日 + 予定価格の作成期間を確保(3日以内)

一般競争入札方式の手続き



- * 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
- ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
- *** 「8日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、入札1日、予定価格作成1日、開札1日としており、最短期間の8日を提示しているものである。
- ※ 予定価格の作成は、入札書の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

プロポーザル方式の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目

要件		業務特性	プロポーザル方式			
			応募要件	選定要件	特定要件	備考
基本事項 (業)	基本要件	予決令及び会計令	◎	—		
		中部地整一般競争資格	◎	—		
		会社更生法更生手続き	◎	—		
		指名停止	◎	—		
		警察当局排除要請	◎	—		
		一級建築士事務所登録	○	—	建築設計の場合は必ず設定。ESCO、設備設計等においては、必要に応じ設定。	
		設計共同体	○	—		
	企業	業務実績	—	—	原則設定しない。	
		業務成績	—	—	原則設定しない。	
		企業信頼性(優良表彰)	—	—	原則設定しない。	
		中立性・公平性	△	—		
		守秘性	△	—		
		業務拠点	△	—		
	実施体制	再委託	◎	—	企画、判断、管理部分、主業務の再委託不可	
		業務分担構成	◎	—	不明確、不自然不可	
		管理・主任技術者の所属組織	◎	—	提出者の組織に所属	
		管理・主任技術者構成	◎	—	各1名体制等	
		管理・主任技術者非兼任	◎	—	兼任不可	
		他の応募者協力事務所	◎	—	他の応募者の協力事務所不可	
		再委託先指名停止	◎	—	再委託先の協力事務所の指名停止	
		設計共同体	○	—	細分化・管理技術者所属・複数構成員等	
基本事項 (技術者)	管理技術者・主任担当技術者	配置予定管理技術者の資格	◎	—	一級建築士。業務内容に応じ建築設備士、設備設計一級建築士等を設定	
		専門分野主任担当技術者の資格	△	◎	業務内容に応じ設定。特定段階は評価。	
		配置予定技術者の同種又は類似業務の実績	◎	◎	1件の実績有無(過去10年)、実績、携わった立場(管理技術者、主任担当技術者等)を評価	
		配置予定技術者の手持ち業務量	○	—	管理技術者：5件以下、主任担当技術者：3件以下(緩和措置を行う場合は別途調整)	
		配置予定技術者の業務成績評価点の評価	—	◎	業務成績の相互利用機関と適応対象における業務成績評価(過去5年)。複数の場合は平均	
		配置予定技術者のCPD取得単位	—	◎	特定段階において評価	
		直接的な雇用関係	△	—	業務履行体制等が品質に寄与する場合に設定	
		地域精通度(地域業務経験)	△	—	必要な場合に設定	
		技術者信頼度(従事期間)	—	△	必要な場合に設定	
		その他	△	△		

企画 提案書	実施方針	◎	◎	非特定要件については応募要件を示す際に提示する。 原則、1テーマとする。
	業務実施体制	◎	◎	
	特定テーマ	◎	◎	
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	—	◎	応募要件及び選定要件を満たしている者全てについて実施する。※企画提案等の評価に反映
	企画提案書の内容に関する知識	—	◎	

<凡例> ◎：必ず設定 ○：原則設定 △：必要に応じて設定 —：原則設定しない

■総合評価落札方式（一般競争）の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目

要件		入札方式 価格点・技術点 の比率	総合評価				備 考
			1:1～1:2		1:3		
			参加 資格	評価 項目	参加 資格	評価 項目	
基本 事項 評価 （ 企業 ）	基本 的 要 件	予法令及び会計令	◎	—	◎	—	参加資格要件のみに設定する。
		中部地整一般競争資格	◎	—	◎	—	参加資格要件のみに設定する。
		会社更生法更生手続き	◎	—	◎	—	参加資格要件のみに設定する。
		指名停止	◎	—	◎	—	参加資格要件のみに設定する。
		警察当局排除要請	◎	—	◎	—	参加資格要件のみに設定する。
		一級建築士事務所登録	○	—	○	—	建築設計の場合は必ず設定。設備設計等においては、必要に応じ設定。
		設計共同体	△	—	△	—	
	企業	同種又は類似業務の実績	◎	○	◎	○	1件以上の実績有無(過去10年)
		業務成績評価点の評価	—	○	—	○	業務成績の相互利用機関と適応対象における業務成績評価(過去5年)。複数の場合は平均。 ※
		企業信頼度（優良表彰）	—	△	—	△	優良表彰受賞実績有無(過去10年)
		中立性・公平性	△	—	△	—	参加資格要件のみに設定することができる。
		守秘性	△	—	△	—	参加資格要件のみに設定することができる。
		業務拠点	○	△	○	△	参加資格要件については、原則設定する。
		企業信頼度（文書注意等措置）	—	◎	—	◎	必ず設定する。
		企業信頼度（特殊企業活動）	—	△	—	△	必要に応じて設定する。
	実施 体制	再委託	◎	—	◎	—	主たる業務の再委託不可
		業務分担構成	◎	—	◎	—	不明確、不自然不可
		技術者の所属組織	◎	—	◎	—	
		技術者構成	◎	—	◎	—	専門技術者配置体制等
		技術者兼任・非兼任	◎	—	◎	—	兼任可又は兼任不可
他の応募者協力事務所		—	—	—	—		
再委託先指名停止		◎	—	◎	—	再委託先の協力事務所の指名停止	
設計共同体		△	—	△	—	細分化・管理技術者所属・複数構成員等	
基本 事項 評価 者 ・	管理 技術 者	配置予定管理技術者の資格	◎	—	◎	—	一級建築士。業務内容に応じ建築設備士、設備設計一級建築士等を設定
		専門分野主任担当技術者の資格	△	△	△	△	業務内容に応じ設定。
		配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	◎	○	◎	○	1件の実績有無(過去10年)、実績種別、携わった立場(管理技術者、主任担当技術者等)を評価

(技術者)	主任担当技術者	配置予定主任担当技術者の同種又は類似業務の実績	△	○	△	○	実績種別、携わった立場(管理技術者、主任担当技術者等)を評価
		配置予定管理技術者の手持ち業務量	○	—	○	—	管理技術者：5件以下(緩和措置を行う場合は別途調整)
		配置予定主任担当技術者の手持ち業務量	△	—	△	—	主任担当技術者：5件以下(緩和措置を行う場合は別途調整)
		配置予定管理技術者のCPD取得単位	—	◎	—	◎	設計業務の場合は設定
		配置予定主任担当技術者のCPD取得単位	—	◎	—	◎	
		技術者信頼度(優良表彰)	—	○	—	○	技術者の優良表彰の受賞の有無(過去10年)
		直接的な雇用関係	○	—	○	—	管理技術者及び必要に応じて主たる業務分野を担当する主任担当技術者において設定
		地域精通度(地域業務経験)	—	△	—	△	必要な場合に設定
		地域精通度(情報収集力)	△	—	△	—	必要な場合に設定
		技術者信頼度(従事期間)	—	△	—	△	必要な場合に設定
	その他	△	△	△	△		
技術提案書		実施方針	◎	◎	◎	◎	特定テーマについては、1:3の場合は設定する。
		業務実施体制	◎	◎	◎	◎	1:2については原則、設定しないものとするが、必要に応じて設定する。原則1テーマとする。1:1は設定しない。
		特定テーマ	△	△	◎	◎	
ヒアリング		技術者としての基本的な技術力	—	△	—	◎	総合評価、1:2または1:3において特定テーマを設定したものについてヒアリングを設定する。競争参加資格を満たしている者全てについて実施する。※技術提案等の評価に反映
		技術提案書の内容に関する知識	—	△	—	◎	

<凡例> ◎：必ず設定 ○：原則設定 △：必要に応じて設定 —：原則設定しない

※工事監理業務の場合は、「地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領に基づく業務成績評価(過去5年間)。複数の場合は平均。」とする。

■一般競争入札方式の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目

要件		入札方式	一般競争	簡易公募型		
			競争参加資格	応募要件	選定要件	
基本事項 (企業)	基本要件	予決令及び会計令	◎	◎	—	競争参加資格、応募要件のみに設定する。
		中部地整一般競争資格	◎	◎	—	競争参加資格、応募要件のみに設定する。
		会社更生法更生手続き	◎	◎	—	競争参加資格、応募要件のみに設定する。
		指名停止	◎	◎	—	競争参加資格、応募要件のみに設定する。
		警察当局排除要請	◎	◎	—	競争参加資格、応募要件のみに設定する。
		一級建築士事務所登録	○	○	—	建築設計の場合は必ず設定。設備設計等においては、業務内容に応じ設定。
		設計共同体	△	△	—	小規模改修設計等の場合は設定しない。
	企業	同種又は類似業務の実績	◎	◎	○	1件以上の実績有無(過去10年)
		業務成績評価点の評価	—	—	○	業務成績の相互利用機関と適応対象における業務成績評価(過去5年)。複数の場合は平均。※
		企業信頼度(優良表彰)	—	—	△	優良表彰受賞実績有無(過去10年)
		業務拠点	◎	◎	△	選定要件については必要に応じて設定する。
		地域での業務経験	△	△	△	必要に応じて設定することができる。
		企業信頼度(文書注意等措置)	—	—	○	簡易公募型：原則として設定する。
		その他	—	—	△	特殊な企業活動、ボランティア地域貢献
	実施体制	再委託	◎	◎	—	主たる業務の再委託不可
		業務分担構成	◎	◎	—	不明確、不自然不可
		技術者の所属組織	△	△	—	
		技術者構成	△	△	—	専門分野主任担当技術者配置体制等
		技術者兼任・非兼任	△	△	—	兼任可又は兼任不可
		他の応募者協力事務所	—	—	—	
再委託先指名停止		◎	◎	—		
設計共同体		△	△	—	細分化・管理技術者所属・複数構成員等	
基本事項 (技術者)	管理技術者・主任担当技	配置予定管理技術者の資格	◎	◎	○	管理技術者に設定。一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士等。
		専門分野主任担当技術者の資格	△	△	△	業務内容に応じ設定。
		配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	◎	◎	◎	1件の実績有無(過去10年)、実績種別、携わった立場(管理技術者、主任担当技術者等)を評価
		配置予定主任担当技術者の同種又は類似業務の実績	△	△	△	1件の実績有無(過去10年)、実績種別、携わった立場(管理技術者、主任担当技術者等)を評価
		地域精通度	△	△	△	当該地域における業務経験は必要に応じて設定
		配置予定管理技術者の手持ち業務量	○	○	—	管理技術者：5件以下(緩和措置を行う場合は別途調整)

術 者	配置予定主任担当技術者の手 持ち業務量	△	△	—	主任担当技術者：5件以下（緩和措置を行う場 合は別途調整）
	技術者信頼度（優良表彰）	—	—	△	技術者受賞が対象。必要に応じて設定
	直接的な雇用関係	○	○	—	管理技術者及び必要に応じて主たる業務分野を担 当する主任担当技術者において設定
	技術者信頼度（従事期間）	—	—	△	必要に応じて設定
	その他	△	△	△	必要に応じて設定

<凡例> ○：必ず設定 ○：原則設定 △：必要に応じて設定 —：原則設定しない
 ※工事監理業務の場合は、「地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領に基づく業務成
 績評価（過去5年間）。複数の場合は平均。」とする。

【プロポーザル方式の評価点の配点イメージ】（公募型・簡易公募型・簡易公募型(拡大)）

■特定段階での技術評価

提出された技術資料について評価する。以下に、評価基準及び配点・評価のウェートの設定例を示す。分担分野及び技術者については業務毎に設定する。

※ 配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び特定テーマに関する企画提案の内容について確認する。

評価項目	評価の着目点				配点／評価のウェート	
	判断基準				小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2	5 (5%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
技術力	平成〇年〇月〇日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (10%)
	表「業務成績の相互利用機関と適応対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適応対象」のものうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに契約履行が完了した設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ①75点以上(加点) ②①、④以外(加点) ③実績が無い(0点) ④65点未満(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (10%)
	CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 2 2 2	10 (10%)

企画提案書 (ヒアリング結果を 企画提案書に反映))	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合には優位に評価する。	10	65 (65%)
	業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制（ミス防止・照査含等む。）が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合には優位に評価する。	10	
	特定テーマ に対する 企画提案	①	テーマ①について、業務の目的・課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合には優位に評価。	45 (30)	
		②	テーマ②について、同上。	(15)	
合計					100

()内配点は、テーマを2テーマ求める場合。

※配点や年数等については、業務の特性（業務内容、規模等）等に応じて適宜設定してよい。

※特定テーマは、原則、1テーマを標準とするが、業務の内容に応じ、2テーマとすることができる。

※テーマを2テーマ求める場合、1つは、原則「環境配慮（注1）について」とする。

（注1）平成19年12月21日付け国営整第125号、「建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について」より、『原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式を採用する。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんど無い事業等についてはこの限りでない。

※業務成績の相互利用について、原則（注2）による。

（注2）平成26年8月26日付け国官技第126号・国営整第123号、「建築関係建設コンサルタント業務の成績評定結果の相互利用対象機関の追加について」より、プロポーザル方式及び総合評価方式においては表「業務成績の相互利用機関と適用対象」による。なお、今後相互利用の対象機関の追加又は対象業務の期間の変更があった場合は、入札公告時の業務説明書に時点修正を行い記載する。

表 「業務成績の相互利用機関と適用対象」

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象（※1）
衆議院	・ 庶務部営繕課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
参議院	・ 管理部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
最高裁判所	・ 最高裁判所 ・ 高等裁判所	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
内閣府沖縄総合事務局	・ 開発建設部 （但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの）	平成21年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 開発建設部 （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
法務省	・ 所管各庁（除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研修所）	平成25年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
環境省	・ 自然環境局 ・ 国民公園等管理事務所 ・ 地方環境事務所 ・ 都道府県の自然公園等事業担当部（局） （環境省から施行委任したものに限り）	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
防衛省	・ 装備施設本部 ・ 地方防衛局 ・ 地方防衛支局	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 本省内部部局 ・ 防衛大学校 ・ 防衛医科大学校 ・ 防衛研究所 ・ 統合幕僚監部 ・ 陸上幕僚監部 ・ 海上幕僚監部 ・ 航空幕僚監部 ・ 情報本部 ・ 防衛監察本部 ・ 陸上自衛隊 ・ 海上自衛隊 ・ 航空自衛隊 ・ 防衛整備庁	平成28年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
京都府	・ 京都府建築交通部営繕課	平成27年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
国土交通省	・ 大臣官房官庁営繕部 ・ 地方整備局営繕部（※2） ・ 地方整備局営繕事務所 ・ 北海道開発局営繕部	平成21年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 地方整備局河川部 ・ 地方整備局道路部 ・ 地方整備局河川国道事務所等（※3） （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る） ・ 北海道開発局開発建設部 （但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

※1 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。

※2 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む（関東）

※3 「河川国道事務所等」とは

河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所、国道事務所、道路調査事務所、公園事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。

総合評価落札方式の評価点の配点イメージ

		配点イメージ		1:1、1:2	1:2、1:3
				ヒアリング無し テーマ無し	ヒアリング有り テーマ有り
基本事項評価 (企業)	業務実績	○○	3	3	3
		◇◇	1.5	1.5	1.5
		△△	0	0	0
	業務成績	○○	2	2	2
		◇◇	1	1	1
		△△	0	0	0
		□□	-1	-1	-1
	企業信頼度 (優良表彰の有無)	○○	1	1	1
		◇◇	0	0	0
	業務拠点	○○	2		
◇◇		1			
△△		0			
企業信頼度 (文書注意等の措置)	該当無し		0	0	
	文書注意措置後1ヶ月		-2	-2	
	口頭注意措置後1ヶ月		-1	-1	
合計			6	6	
基本事項評価 (技術者)	資格[主任担当技術者]	○○	1	1	1
		◇◇	0.5	0.5	0.5
		△△	0	0	0
	業務実績[管理技術者]	○○	3	3	3
		◇◇	2	2	2
		△△	1	1	1
		□□	0	0	0
	業務実績 [主任担当技術者]	○○	2	2	2
		◇◇	1	1	1
		△△	0.5	0.5	0.5
		□□	0	0	0
	CPD取得単位 [管理技術者]	○○	1	1	1
		◇◇	0.5	0.5	0.5
		△△	0	0	0
	CPD取得単位 [主任担当技術者]	○○	1	1	1
		◇◇	0.5	0.5	0.5
		△△	0	0	0
技術者信頼度 (優良表彰の有無)	有り	1	1	1	
	無し	0	0	0	
合計			9	9	
技術提案書 (ヒアリング結果 を技術提案書に 反映)	実施方針	15~25	25	15	
	業務実施体制	10~20	20	10	
	特定テーマ1	10~20		20(10)	
	特定テーマ2	10		(10)	
	合計		45	45	
総合計			60	60	

※評価項目を追加しても、評価項目の合計点数は変更しない。

※1:2、1:3における特定テーマの設定は、1テーマを基本とする。

()内配点は、特定テーマを2テーマ設定した場合の配点。

2. 建設コンサルタント業務等における入札時の手続き

(1) 一般的事項

応募・競争参加資格要件については、公示・公告文において明記するものとし、選定・特定要件は説明書において詳細を記載するものとする。

(2) 評価基準

- ①選定・特定要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ②選定・特定要件については、必要最低限の項目を設定するものとする。
- ③評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- ④総合評価落札方式の場合は、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合を業務目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- ⑤業務に多数の参加者が想定される場合は、業務内容に応じて業務拠点等の設定により、要件を満たす者が30者程度以上となるように設定すること。

(3) 評価

- ①評価は、説明書に基づいて行うものとし、説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- ②技術等の評価は、公正、公平な審査を適切に行うものとし、当該審査に当たっては、全ての参加者に共通の基準で行うものとする。

3. 設計共同体（市場化テスト対象業務等は除く）

(1) 基本的な考え方

企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応等の観点から、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する際には単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。なお、設計共同体の構成員の組合せは、2者以内を基本とする。

(2) 設計共同体の設定を行わない業務

設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる業務の場合は、設計共同体の設定を行わないものとする。

1) 明確な役割分担ができない業務

業務として一連の作業等が必要な業務。ただし、区域による区分が可能である場合は除く。

例：主要な調査・検討項目が一つしかない業務

2) 作業分担により大きく品質向上が期待できない業務

作業規程等により調査方法や成果の精度が定められている業務及び再委託の活用で足りる業務

- 3) 役割分担（得意分野）の詳細な確認ができない方式で発注する業務
価格のみによる競争で発注する業務（一般競争入札、簡易公募型競争入札）
※企画・技術提案書の提出を求めないことから、実施体制等について詳細な確認が困難なため

(3) その他

設計共同体の申請において、代表者・構成員の業務役割分担の考え方が、下記に示す内容を満たさない場合は、申請を認めない場合がある。

業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(4) 設計共同体に対する審査・評価

1) 実績

- ・設計共同体による実績の場合は、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
- ・設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

2) 評価

- ・設計共同体における業務拠点に関する要件については、代表者または構成員のどちらかが、営業拠点等を有していれば評価するものとする。
- ・設計共同体の評価は、構成員毎に業務実績及び業務成績を確認・評価し、優位な構成員の評価を採用する。
- ・業務成績については、設計共同体の実績も含めて評価する。
- ・優良業務表彰の実績については、代表者、構成員共に評価の対象とする。

3) 手持ち業務量

- ・設計共同体における技術者の手持ち業務は、各構成員の分担額とする。

Ⅲ プロポーザル方式における要件設定と審査

1. 応募要件

応募要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、必要最低限の応募要件とし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

2. 選定要件

技術力による競争をより明確化するため、参加表明書と企画提案書を合わせて提出を求めるものとし、応募要件を満たす全ての者を選定（選定通知により通知）する。このため、選定要件は応募要件と同一とする。

応募要件を満たしていない参加表明者に対しては「応募要件を満たしていないため特定手続きを行わない」旨を、非選定通知により通知する。

(1) 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

なお、特定要件には設定しない。

また、②は、設計共同体を設定する場合に適用する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 参加表明者が、一般競争（指名競争）参加資格の「新規の認定」及び「地整の追加認定等」が必要な場合、審査に約1ヶ月必要なため、手続きの日程設定には注意すること。
- ・ 参加表明者が、参加表明書及び企画提案書の提出期限以降に本要件を満たしていない状況になった場合は、その時期に応じて、非選定通知、選定の取消、非特定通知又は特定の取消の手続き等を行う。
- ・ 企業の得意分野を活かした業務の品質向上対策等の観点から、建設コンサルタント業務等を発注する際には単体企業に加え、原則として、設計共同体にも参加を認めるものとする。

<記載例>

① 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- エ 参加表明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ※①イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知は別表〇の日を予定する。
- ※①カに掲げる一級建築士事務所登録については、業務内容（ESCO、設備改修等）を考慮して、状況に応じて要件から除外することができる。
- ② 設計共同体
- ①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇月〇〇日付中部地方整備局長
[URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm)）に示すところにより中部地方整備局長からH〇〇 〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。
- なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置し、**構成員の数は2者を限度とする。**

<説明書の留意事項の記載例>

- 参加表明書及び企画提案書の提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続を行うこととする。
- なお、見積合せの日は別表〇の日を予定している。

2) 資本関係及び人的関係に関する要件

<記載例>

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社（会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イについて同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。

イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除外。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 業務実施体制に関する要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。なお、特定要件には設定しない。

<記載例>

- ①参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
- ・ 再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分並びに分担業務分野（総合分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）の場合。
 - ・ 建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築
 - ・ 電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。
 - ・ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
 - ・ 再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務一般競争（指名競争）参加資格者である場合で、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中である場合。
 - ・ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

4) 参加表明者の業務実績に関する要件

<考え方>

業務実績については、それぞれの専門分野の技術力をチーム力として評価するため、会社の業務実績は求めない。

5) 業務拠点に関する要件

<考え方>

業務拠点は、原則設定しないものとするが、次に該当する場合は、応募要件として設定することが出来る。なお、特定要件には原則として、設定しない。

- ア) 業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定される場合
例：長期間に渡り業務の実施場所が限定される業務

<記載例①>

- ① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。
- ※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

- ※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

<記載例②>

- ① 中部地方整備局管内のうち、〇〇県内（又は〇〇事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

本要件は、業務実施の確実性を高め、業務成果の品質向上を図るため、応募要件として設定する。営業拠点等とは一級建築士が1名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

- ア) 本社（店）、支社（店）又は営業所等
 - イ) 本社（店）又は支社（店）等
 - ウ) 本社（店）等
 - エ) 本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ
- ※「等」とは本社（店）、支社（店）あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

6) 中立性・公平性に関する要件

<考え方>

次に該当する場合は、応募要件として設定することができる。

- ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：プロジェクトマネジメント業務等

- イ) 意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合

例：技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

中立性・公平性を要件に設定する場合は、次の事項を参考とする。

【建設業者との中立性・公平性】

<記載例> 【建設業者との中立性・公平性】

- 1) 参加表明書を提出する者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（又は営繕部）発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

2) 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

3)「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜説明書の留意事項の記載例＞

○ 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中は、当該事務所（又は営繕部）発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該事務所（又は営繕部）発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

また、「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ・ 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ・ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜記載例＞【建設コンサルタント等との中立性・公平性】

参加表明書を提出する者は、参加表明書提出期限の時点において、当該事務所（又は営繕部）発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※ 「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の再委託（軽微な部分を除く）の受託を行っていることをいう。

※ 「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜説明書の留意事項に記載する例＞

○ 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該事務所（又は営繕部）発注業務の入札に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、令和元年度の当該事務所（又は営繕部）発注業務の入札に参加してはならない。なお、「業務に参加」とは、当該業務の入札に参加すること、当該業務の再委託（軽微な部分を除く）の受託をいう

また、「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ・ 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

- ・一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

7) 守秘性に関する要件

<考え方>

次に該当する場合は、応募要件として設定することができる。

なお、特定要件には設定しない。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：発注者支援業務等、企業情報・個人情報を取り扱う業務

守秘性を要件に設定する場合は次の事項を参考とする。

なお、応募要件として設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。

<記載例>

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(2) 配置予定技術者に関する応募要件設定

配置予定技術者に対する応募要件は、原則として設計業務の場合において、管理技術者に対して応募要件を設定する。

なお、特に高度な調査検討を要する業務、大規模な業務、複数の分野の検討事項がある業務等については、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、分担業務分野の主任担当技術者に対して応募要件を設定することができる。この場合、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。

1) 資格に関する要件

<考え方>

設計業務の場合は全てにおいて、次の事項を応募要件として設定する。

- ・管理技術者は一級建築士であり、参加表明書及び企画提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イに該当する場合を除く。)

必要に応じて、分担業務分野の主任担当技術者について次の事項を応募要件として設定することができる。

- ・〇〇分担業務分野の主任担当技術者は〇〇〇〇〇であること。

<設定等にあたっての留意点>

- ・技術者の資格は、参加機会をできるだけ拡大し競争性を高めるとの観点から設定すること。

- ・管理技術者等は業務の内容に応じ、下記の関連資格等から設定できる。
設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、二級建築士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士等

※延べ面積が2,000㎡を超える建築物の設計の場合は、建築設備士の積極的な活用を行うものとする。

※建築士の資格を保有していることの確認方法

免許証明書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、建築士の資格を保有していることを確認

※建築士定期講習の受講等の確認方法

- ・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第1項表第一号 ロ、ハ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合

最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、定期講習の受講を確認する。ただし、参加表明書等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

- ・建築士法施行規則「第17条の37第1項表第一号 イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合

合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、建築士試験の合格を確認する。ただし、参加表明書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

<考え方>

配置予定管理技術者については、業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために全てにおいて、次の事項を応募要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・同種業務又は類似業務の設定にあたっては、できるだけシンプルな表現（一般的な用語で具体的に）で幅広く設定すること。

- ・業務実績は、民間コンサルタント等の技術者でも蓄積可能な実績を同種業務として設定し、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。

- ・業務実績は、平成21年度以降に完了した（過去10年間、公示日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合には、これに因らないことができる。

ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。

イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

- ・業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。

- ・発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
 - ・地域の限定を行う場合には、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
 - ・特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
 - ・例外的に業務実績として複数件の実績を求める場合は、その件数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
 - ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
 - ・業務実績の提出にあたっては、記載した業務の契約書（建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものも含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る）にあつては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。））の写しを提出すること。ただし、当該業務が公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の業務カルテ情報に登録されている場合は、企画提案書にPUBDIS登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた事務所等PUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。しかし、図面等（仕様書、特記仕様書、計画通知書(写)、業務体系図(写)、従事した立場のわかる資料等）の写しは提出すること。
 - ・業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
- なお、応募要件の時点で実績として認めた場合であっても、特定時のヒアリングにおいて、当該業務実績に主体的に関わっているか等について確認を行い、実績として認められない場合は、企画提案書を特定しないこと。
- ・業務実績は、1件の実績を応募要件として設定する。

<記載例>

- ① 配置予定技術者は、平成21年度以降に完了した（過去10年間、公示日現在）同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。
ただし、業務の実績のうち業務成績の相互利用機関と適用対象に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
また、国土交通省（※）が発注した業務のうち、管理技術者として従事した建築関係建設コ

ンサルタント業務に係る業務成績が「60点未満」の業務実績が複数ある者は配置できない。

※次の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部・地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した設計業務も同種又は類似業務として認める。

（同種業務）

〇〇〇に関する以下のいずれかの業務

ア. 〇〇に関する業務

イ. △△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付する。「評価対象期間」は年単位に繰り上げるものとする。

【用語の説明 記載例】同種類業務の設置に用いる用語の説明記載例を示す。

必要に応じて適宜追加する。

※ 1 〇〇施設とは、国土交通省告示第十五号、別添二に掲げる建築物の類型▲の第◆類を示す。

※ 2 類似施設とは、複合用途の施設で、事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室、（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占めるか、又は当該部分の延べ床面積が同種業務の場合は〇〇〇 m² 以上、類似業務の場合は〇〇〇 m² 以上ある施設を指すものとする。

※ 3 設計業務とは、基本設計及び実施設計を含む設計業務とする。
（建築設備設計も同様とする。）

※ 4 延べ床面積は、新築の場合は1棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

業務に携わった立場としては、受発注者、出向等にかかわらず、担当技術者、主任担当技術者、管理技術者等の立場は問わないが自らが主体的に関わったものに限る。

なお、次の場合は、業務実績については要件として設定しないことができる。

ア) 業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

3) 配置予定主任担当技術者の業務実績に関する要件

<考え方>

必要に応じて、分担業務分野・主任担当技術者についても、業務実績に関する要件を設定できる。ただし、この場合当該要件を設定する理由等を整理すること。
なお、配置予定管理技術者の記載例を参考とする。

4) 手持ち業務量に関する要件

<考え方>

原則として、設計業務の場合は次の事項を応募要件として設定する。

管理技術者及び主任担当技術者等としての手持ち業務（公示日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の件数が、原則として、管理技術者は 5 件以下、〇〇分野の主任担当技術者は 3 件以下である者。

ただし、次の場合は手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（500万円以下）の場合。

また、その他の業務の場合は業務の内容に応じ設定すること。

<記載例>

① 令和 元年〇月〇日（公示日）現在における配置予定管理技術者の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のものを含む。）は5件以下、主任担当技術者は3件以下であること。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円を超える業務（設計その2業務（設計意図伝達業務、耐震診断業務は除く。）をいう。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び土木工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、手持ち業務の件数が3件以下である者でなければならない。

5) 直接的な雇用関係に関する要件

<考え方>

業務特性等から、直接雇用関係にないものが管理技術者、あるいは主たる業務分野を担当する主任担当技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公平性や守秘性等の応募要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、全ての業務において、次の事項を応募要件として設定することができる。なお、特定要件には設定しない。

<記載例>

① 参加表明書等の提出日において、配置予定管理技術者、あるいは配置予定主任担当技術者は、本業務の申請者と直接的な雇用関係があるものであること。また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

- ・なお、直接的な雇用関係がある者とは、配置予定技術者が直接かつ恒常的な雇用関係があることが証明できる資料（雇用保険に加入している場合は雇用保険証の写し、あるいは、事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し）の提出により証明された者（代表取締役等の社内関係者等による雇用・就業・所属証明等は不可）とする。

6) 配置予定技術者に関するその他の要件

<考え方>

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、応募要件として設定する。

<設定例>

- ・地域精通度（地域での業務経験）

※技術者の当該地域での経験が業務成果等の品質に特に大きな影響を与える場合や、当該地域での経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合は、地域精通度（地域での業務経験）を、応募要件として設定することができる。

(3) 企画提案書に関する要件設定

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・プロポーザル方式は、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務であり、特定テーマは、業務の仕様として、業務を進めるための手法の提案や対応策等について求めるものとする。この場合、成果の一部の提出を求めるものではないことに留意すること。

- ・特定テーマは、原則、1テーマを標準とするが、業務の内容に応じ、2テーマとすることができる。

※2テーマを求めた場合、1つは、原則、「環境配慮(注1)について」とする。

(注1)平成19年12月21日付け国営整第125号、「建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について」より、『原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式を採用する。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんど無い事業等についてはこの限りでない。

- ・企画提案書については、総合評価審査委員会において審査を行うため、企画提案書の提出枚数が少ないことにより審査に支障を来すことがないように実施方針で1枚(頁)以内、業務実施体制で1枚(頁)以内、特定テーマで1テーマにつき1枚(頁)以内の提出を求めるものとする。また、必要と判断される場合は、説明書において、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料を説明書において認める場合は、提出枚数を限定しない。

＜記載例＞

参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること

- ア) 実施方針
- イ) 業務実施体制
- ウ) 特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- (1) ○○○○○
- (2) □□□□□

(4) その他の応募要件設定

1) 業務実施体制に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。なお、特定要件には設定しない。

＜記載例＞

- ①参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
 - ・再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分並びに分担業務分野（総合分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）の場合。
 - ・建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築
 - ・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。
 - ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
 - ・再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務一般競争（指名競争）参加資格者である場合で、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中である場合。
 - ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

3. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 非特定に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件に示す際に提示する。

＜記載例＞

企画提案書の記載内容又はヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

- ① 企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合。
- ・提出者を特定することが出来る内容の記述を記載している。
- ・視覚的表現については文書を補完するために必要な範囲においてのみ認めるが具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現となっている。

② ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

本要件は、特定要件として設定するが、応募要件を示す際に提示するものとする。

(2) 特定要件

<考え方>

特定要件の設定にあたっては、業務内容に応じて項目を追加するものとする。なお、設定にあわせて理由を整理するものとする。

■標準的な配点は満点を100とし、追加項目の評価をする時は、満点の100に追加項目の加点分だけを加える。

■特定要件の審査において、企画提案はヒアリング後に、総合評価審査委員会でヒアリング結果とともに一括審査を行うものとする。

■特定要件の評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。

※各要件（評価項目）の評価の着目点、配点は、説明書に明記する。

1) 配置予定技術者に関する特定要件設定

建築設計により発注者が要求する性能・品質の建築物を実現するには、設計者や設計組織（チーム）の持つ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが必要となる。そのため、以下により設計組織を構成する技術者の資格、業務成績等を評価することとする。

① 資格（設計業務の場合）

<考え方>

設計業務の場合は、応募要件として、資格を求められた場合を除き分担分野の主任担当技術者の資格を特定要件として設定する。

<記載例>

①主任担当技術者資格

次の資格等を評価する。

一級・二級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、技術士（当該分野）、一級・二級 建築・電気・管工事施工管理技士

下表により評価する。

総合主任担当 技術者	一級建築士、	2.0
	二級建築士	0.8
	その他（当該分野における技術者資格）	0.4
	上記以外、無資格	0
構造主任担当 技術者	一級建築士、構造設計一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他（当該分野における技術者資格）	0.2
	上記以外、無資格	0
電気設備主任 担当技術者	建築設備士、設備設計一級建築士、 技術士（当該分野）、一級建築士	1.0
	1級電気工事施工管理技士	0.4
	2級電気工事施工管理技士	0.2
	その他（当該分野における技術者資格）	
	上記以外、無資格	0
機械設備主任 担当技術者	建築設備士、設備設計一級建築士、 技術士（当該分野）、一級建築士	1.0
	1級管工事施工管理技士	0.4
	2級管工事施工管理技士	0.2
	その他（当該分野における技術者資格）	
	上記以外、無資格	0

- ・業務内容に応じ、分担業務分野、評価する技術者資格、評価点を追加、削除、変更すること。
- ・建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。
- ・建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合は、管理技術者が一級建築士でない場合又は参加表明書及び企画提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イに該当する場合を除く。）並びに業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合に当該資格を保有していない場合は、欠格とする。
- ・なお、海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価点を付すこと。
- ・各分野の主任担当技術者の資格を評価する場合は、「配点／評価のウェイト」の小計点数（5点）を「評価対象とする各分野の主任担当技術者」に業務内容に応じて配分（原則、総合主任担当技術者2点、構造主任担当技術者1点、電気設備主任担当技術者1点、機械設備主任担当技術者1点とするが、総合主任担当技術者と構造主任担当技術者の2分野のみであれば、3点と2点等）する。

② 業務実績（設計業務の場合）

<考え方>

設計業務の場合は、全てにおいて、平成21年度以降に完了した（過去10年間、公示日現在）同種又は類似業務の実績について、次の事項を特定要件として管理技術者、分担分野の主任担当技術者に設定する。

<記載例>

平成21年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容過去の実績1件を評価し、同種又は類似業務の実績が無い場合は失格とする。

○同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

●管理技術者、各主任担当技術者の場合

過去の実績 1 件を下記により評価する。同種又は類似業務の実績が無い場合は失格とする。

- ①同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。実績がない場合は失格とする。
- ②携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0 (※)
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

・複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においても、同一業務における実績であるか否かも勘案して評価を行う。

③ 業務成績

<考え方>

設計業務の場合は、全てにおいて、管理技術者及び分担分野の主任技術者の業務成績について、次の事項を特定要件として設定する。

<記載例>

業務成績は、表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」のもののうち、過去5年間の業務成績の平均点を次の項目で評価する。

- ① 75点以上
- ② ①、④以外（65点以上、75点未満）
- ③ 業務成績の実績がない
- ④ 65点未満（あるいは、複数の実績がある場合、1件でも60点未満の実績がある場合）

表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」の業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限ると共に、業務内容においても設計業務に限る（設計業務の場合は工事監理業務の成績は含まない。）。

なお、業務成績の実績がない場合及び成績評価対象外の設計業務の場合については加点、減点を行わない。

複数の実績が有る場合は、過去5年間の平均（業務成績が付されている実績のみの平均点）の設計業務の成績とする。また、設計業務が複数の年度にまたがる場合は、業務が完了した年

度の成績とする。ただし、表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」の業務成績において、1件でも60点未満の実績がある場合は、減点する。

実績の評価点については、担当分野の技術力のみならず、設計チームとして業務を進めていく上での能力も評価することから、担当した分担業務分野に関わらず業務全体の総合成績を評価点の対象として用いることとする。

業務成績の平均	評価点
① 75点以上	1.0
② ①、④以外（65点以上、75点未満）	0.5
③ 業務成績の実績がない	0
④ 65点未満（あるいは、複数の実績がある場合1件でも60点未満の実績がある場合）	-1.0

<設定にあたっての留意点>

「過去5年間」は相互利用の申し合わせにより下記とする。

令和 元年7月まで：平成25年度～平成29年度

令和 元年8月以降：平成26年度～平成30年度

④ CPD取得単位

設計業務の場合は、全てにおいて、管理技術者及び分担分野の主任担当技術者に対して特定要件として設定する。

CPD取得の単位の状況の評価は下記による。

① 評価対象となる官庁営繕部指定の証明書に示すCPD取得単位は、証明書発行申請日の1ヶ月前の日から過去1年間における、i) からiii) に示す取得単位の合計値とする。（ただし、建築士定期講習を含まないものとする。）

i) ②に示す営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間（※1）に3を乗じた値を取得単位とする。

ii) ①以外の特別認定講習会（※2）については、認定時間（※1）に2を乗じた値を取得単位とする。

iii) 一般認定プログラムについては、認定時間（※1）を取得単位とする。

（※1）認定時間とは建築CPD運営会議が認定する時間をいい、1時間＝1認定時間とする。

（※2）特別認定講習会とは、国又は地方公共団体が主催、共催若しくは後援する講習会等で、建築CPD運営会議が特別認定講習会として認定した講習会をいう。

② 営繕業務関係特別認定講習会は、下記i) 及びii) の項目に適合した講習会とする。

i) 建築CPD運営会議において、特別認定講習会に認定されていること。

ii) 国土交通省（沖縄総合事務局を含む）が主催、共催若しくは後援する講習会等で国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌事務に関連する内容であること。

CPD取得単位	評価点
40単位以上	1.0
20単位以上40単位未満	0.7
10単位以上20単位未満	0.3
10単位未満	0.0

⑤ その他

<考え方>

業務の内容に応じて、業務実施上から必要な事項について適宜、特定要件として設定する。

<設定例>

- ・ 技術者信頼度（当該部門での従事期間）
 - ※ 一般的な業務において、業務の技術難易度が高い場合等優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合や、豊かな技術的経験により明確な品質向上が図られる場合は、技術者信頼度（当該部門での従事期間）について、特定要件として設定することができる。

2) 企画提案書の評価

① 評価の考え方

<考え方>

企画提案書の評価を行うチェックリストについては次の項目に基づき作成し評価を行う。

- 項目の評価は、基本要素と加点要素で行う。
- 基本要素では最低限、業務実施上、必要と思われる条件等を確認する。
- 加点要素は業務に関連する技術的知識に富んでいる場合や提案内容の理解度が高い場合等の項目を設定する。

- ・ 基本要素は、競争参加資格が最低限有し、業務実施上、最低限必要と思われる条件等を確認する項目であり、該当していれば基本点を与える。（基本要素は、仕様や目的との整合性程度）
- ・ 加点要素は、基本要素で基本点を与えられた場合に評価を行う。
- ・ 加点要素の配点の考え方は、項目内容、項目数により適宜設定する。
- ・ 評点は、基本要素と加点要素の合計とする。（合計した評点が公表対象）

② 評価の方法

<考え方>

企画提案書については、コンサル選定委員等によるヒアリング後に、外部委員のみで組織された総合評価審査委員会においてヒアリング結果とともに一括審査を行うものとする。また、業務内容によっては専門委員会を設置し、審査を行うことができるものとする。

委員会は、必要に応じ、応募者から企画提案の内容についてプレゼンを求めることができるものとする。

○企画提案書の評価項目のとりまとめ

委員会で審査するための基礎資料として以下の資料作成を行う。

提出された企画提案書の内容の確認を行い、企画提案書から評価できる項目を抽出し、提案内容の妥当性等評価できる理由及びその根拠となる資料を作成・整理するものとする。また、評価項目別に整理した結果を一覧表に整理するものとする。

なお、委員会で審査する際に企画提案書の提出者が特定できないように留意すること。

○評価項目のとりまとめの考え方（例）

評価項目の着目点	評価項目の着目点の考え方	
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合には は 優位に評価	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、条件、内容の理解度 ・ 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・ 業務実施上の課題や留意点を明確にし、その対応策についての記載内容の妥当性 ・ 業務成果の品質向上に関する記載内容の適切性
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合には は 優位に評価	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・ 業務の経験者や専門技術者を配置 ・ ミス防止体制や照査体制の記載内容の妥当性 ・ セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性 ・ 業務を遂行する上での工夫点の妥当性
特定テーマ	特定テーマについて、業務の目的・課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合には は 優位に評価。	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、与条件との整合性が高い提案がある。 ・ 課題、留意点に対して技術基準等に基づく検討手法の提案がある。 ・ 提案内容に説得力があり、実現性が高い提案がある。 ・ 過去の実績や検証結果など理論的に裏付けられた提案がある。 ・ 工学的知見に基づく独創性が高い提案がある。

企画提案書の評価は、実施方針、業務実施体制、特定テーマ毎に実施する。

・ 複数の特定テーマを求めている場合で、各テーマが関連する場合は、特定テーマ間の整合性等を評価する。

○加点要素の評価方法は、原則として、均等配点方式とする。

③ ヒアリング

<考え方>

コンサル選定委員等によるヒアリングについては、基本事項の確認のみとし、応募要件を満たしている者全てについて実施する。

また、確認結果を書面とあわせて評価の項目に反映させる。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（件数、金額）についても聞き取りを行うものとする。

ヒアリング後に、外部委員のみで組織された総合評価審査委員会においてヒアリング結果とともに一括審査を行うものとする。

ヒアリングは企画提案書の記載内容を、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。

(1) ヒアリングの実施方法

- 1) ヒアリングは、説明書で明示した日程で実施する。
- 2) ヒアリングは、基本事項の確認のみとして、企画提案審査後に応募要件を満たしている者全てに実施するものとする。
- 3) 要件で、主任担当技術者を求めた場合は原則として管理技術者に加えて、設定した主任担当技術者を対象にヒアリングを実施する。
- 4) 応募要件の確認及び基本要素については管理技術者を対象に確認・評価を行う。
- 5) 但し、主任担当技術者に応募要件を設定した場合は、併せて対象として確認・評価を行う。

(2) ヒアリングの考え方

ヒアリングは、原則として2～3日の幅をもって設定し、説明書にその旨を明記する。参加表明者の出席者については、説明書等に明記し、明記した者以外の出席は認めない。

(3) ヒアリングの実施体制

- 1) ヒアリングには、原則として、発注業務担当課の課長又は課長相当の他、所長、副所長又は副所長相当、発注業務担当課以外の技術系の課の課長又は課長相当以上が行うこととし、コンサル選定委員会の委員（評価者と同一者でも可）が同席すること（最低1名は発注業務担当課以外の者を加えること）。
- 2) 発注者側の出席者は3人を基本とし、追加する場合は奇数人数で対応する。
- 3) ヒアリングには、発注業務担当係長が同席しても良い。
- 4) 応募要件、選定要件又は特定要件として、担当技術者の要件設定をした場合は、参加表明者の出席者として、管理技術者に加え、主任担当技術者等の出席を求める。

※ヒアリングの実施体制の考え方（例）。

		ヒアリング出席者及び評価者
企画提案 書提出者	担当技術者等の 要件がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定管理技術者 ・ 配置予定主任担当技術者 等
	担当技術者等の 要件がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定管理技術者 ※配置予定担当技術者等の同席を認めない
発注者	本 局	以下の中から3名を選出し評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注業務担当課の課長補佐以上 ・ 発注業務担当課以外の技術系課長補佐以上 ・ コンサル選定委員会の委員（1名以上）
	事 務 所	以下の中から3名を選出し評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所長、副所長又は副所長相当 ・ 発注業務担当課の課長又は課長相当 ・ 発注業務担当課以外の技術系課長又は課長相当また、以下のものが同席する。 ・ コンサル選定委員会の委員（1名以上）

5. 評価内容の担保

(1) 企画提案の特記仕様書への反映

<考え方>

プロポーザル方式で特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した企画提案において、他者と比較して優位であった内容
- ・ 特定した企画提案に記載された最新の技術基準や実績・検証結果等に基づく具体的な設計手法・工法、新技術等
- ・ 特定された企画提案に記載された工学的知見に基づいた独創的な項目や新たな追加検討項目

また、プロポーザル方式の手続きを行う際に添付する特記仕様書案については、特定後に企画提案を反映しやすいように、特に企画提案を受ける項目について、特記仕様書の記載方法を工夫するものとする。

(特記仕様書案の記載例)

なお、具体的な手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて決定するものとする。

(2) 反映内容の担保

<考え方>

特記仕様書に反映された企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補を請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

また、業務成績評定の減点対象とする。

IV 総合評価落札方式における要件設定と審査

1. 競争参加資格要件

競争参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、必要最低限の要件とし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

(1) 入札参加希望者に関する競争参加資格要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格として設定する。また、設計共同体は原則として設定すること。

本要件が適用される期間は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期限から入札日である。

<設定にあたっての留意点>

- ・競争参加者には原則として、一級建築士事務所登録を求めることとする。
- ただし、業務内容(設備設計等)を考慮して、状況に応じて要件から除外することができる。

<記載例>

① 単体企業

ア 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築関係建設コンサルタントに係る令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※ ① イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。なお、開札日は別表⑥の日を予定する。

② 設計共同体

全ての構成員が①ア～オに掲げる条件を満たし、かつ構成員のうち代表者は①カに掲げる条件を満足している者（※必要な場合に設定する）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇〇月〇〇日付け中部地方整備局長 [URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm)）に示すところにより、中部地方整備局長からH〇〇 〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2) 資本関係及び人的関係に関する要件

<記載例>

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

イについて同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合をは除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

<考え方>

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、全ての業務について次の事項を競争参加資格として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した同種業務又は類似業務も実績として認める。
- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。

・業務実績は、民間コンサルタント（建築設計業務又は監理業務）等でも蓄積可能な実績とし、同種業務において最低でも10者以上が PUBDIS 等で確認できる業務実績にするとともに、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。なお、同種業務で30者程度以上確認できる場合は、同種業務のみの設定とする。

- ・業務実績は、平成21年度以降公告日までに完了した業務を基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。

ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年限を設定しないことができる。

イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

- ・業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。

ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。なお、国立大学法人は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とされており、同法の施行令において、特殊法人に含まれないことから対象外とする。

- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。

- ・設計共同体による実績の場合、分担した業務の実績を実績として認める。

- ・設計共同体による実績は、代表者、構成員共に同種又は類似業務を分担した実績を有している場合に認める。
 - ・業務実績の提出にあたっては、下記の①～③の電子複写を提出すること。ただし、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報に登録されている場合は、申請書にPUBDIS登録された「業務名」、「登録日」、「会社コード」、「業務コード」、「発注者コード」を記載すること。PUBDISに登録され、業務内容が確認できる場合は、①～③の資料の複写を提出する必要はない。

業務実績が複数に分割された契約のうち一つの業務の場合は、実績対象となる業務を一貫して実施して実施していることを示すものとして、分割された他の契約の資料（PUBDISの電子複写又は①、③）を提出する。

 - ①「契約書（建築士法第22条の3の3に定める記載事項を含む）」
 - ②「図面」（提出図面は、仕様書、特記仕様書、平面図及び立面図とする。増築又は改修の場合は、工事内容及び範囲が記載されていること。）
 - ③ 協力事務所有る又は協力事務所の立場の場合はその関係及び業務範囲が記載された資料。
 - ・業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
 - ・業務の実績のうち20.（2）⑤表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
 - ・入札参加希望者に品質確保が困難と想定される実績がある場合、配置予定管理技術者の業務成績を参加資格要件として設定する。（「60点未満」の業務実績がある入札参加希望者にあつては、国土交通省（※）が発注した業務において、管理技術者又は主任担当技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る過去5年間（年度）の業務成績が「平均点65点以上」である配置予定管理技術者を配置しなければならない。）
- ※以下の発注機関とする。
- 大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）
- ・ 業務実績は、1件の実績を競争参加資格要件として設定する。

・ 同種又は類似業務の対象から削除する「軽微な業務」の業務内容及び契約額は、発注しようとする業務の内容に応じて変更することができる。

<記載例>

① 入札参加希望者は、平成21年度以降公告日までに元請けとして完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。

ただし、業務実績のうち20. ⑤表「業務成績の相互利用機関と適用対象（※監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領）に基づく業務成績」が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、国土交通省（※）が発注した建築関係建設コンサルタント業務において、平成21年度以降公告日現在までに「60点未満」の業務実績がある入札参加希望者にあつては、国土交通省（※）が発注した業務のうち、管理技術者又は主任担当技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る過去5年間（平成25年度から29年度）の業務成績が「平均点65点以上」である配置予定管理技術者を配置しなければならない。

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

（同種業務の記載例）

以下の（ア）～（オ）の全てを満たす設計業務（あるいは、監理業務）。ただし軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

（ア）建物用途 ○○○○	（イ）構造 ○○○○
（ウ）階数 ○○○○	（エ）延床面積 ○○○○
（オ）設計内容 ○○○○○○○○○○	

※「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実

績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

4) 営業拠点に関する要件

＜考え方＞

営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地について競争参加資格要件として設定することができる。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 技術者は業務内容に応じて一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士などを設定する。
- ・ 競争参加資格要件を満たす者が30者程度以上確保できる場合は、県内又は事務所管内に本社（店）等、あるいは、本社（店）又は支社（店）を有する者としても良い。
- ・ 競争参加資格要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を整理する

＜記載例＞【地域を限定することができない場合】

① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

＜記載例＞【地域を限定することができる場合】

① 中部地方整備局管内のうち、〇〇県内（又は〇〇事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

5) 業務実施体制に関する要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

<記載例>

申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分並びに分担業務分野（〇〇分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）である場合。（※監理業務の場合：「積算に関する業務を除く」を除外）
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務に係わる令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格者である場合で、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中である。
- ④建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。
- ⑤設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

本要件は、競争参加資格要件のみに設定する。

6) 中立性・公平性に関する要件

<考え方>

次に該当する場合、競争参加資格要件として設定することができる。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：プロジェクトマネジメント業務等

イ) 意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合

例：技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 中立性・公平性に関する要件は、真に必要な業務に設定すること。

- ・ 競争参加資格要件とする場合は、本要件が必要な具体的な理由を整理すること。

＜記載例＞【建設業者との中立性・公平性】

- 1) 競争参加資格確認申請書を提出する者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（又は営繕部）発注工事に参加している者及びその発注 工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

- 2) 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

- 3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を 有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

7) 守秘性に関する要件

<考え方>

次に該当する場合、競争参加資格として設定することができる。ただし、設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：積算、企業情報・個人情報を取り扱う業務

<記載例>

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(2) 配置予定技術者に関する競争参加資格要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

原則として管理技術者に対して競争参加資格要件を設定する。

なお、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、各分野の主任担当技術者等（1名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする）に対して競争参加資格要件を設定することができる。この場合、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。

2) 配置予定技術者の資格に関する要件

<考え方>

業務成果の品質確保・向上のために、管理技術者については、原則として全ての業務について、各担当分野の主任担当技術者等については、必要に応じて次の事項を競争参加資格要件として設定する。

- ・管理技術者は一級建築士（※1）であること。

業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために、各分野の主任担当技術者について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

<設定等にあたっての留意点>

- ・技術者の資格は、参加機会をできるだけ拡大し競争性を高めるとの観点から設定すること

※1 管理技術者（あるいは主任担当技術者）は業務の内容に応じ、下記の関連資格等から設定できる。

建築設備士、技術士（当該分野）、設備設計一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士 等

※延べ面積が2,000㎡を超える建築物の設計の場合は、建築設備士の積極的な活用を行うものとする。

※建築士定期講習の受講等の確認方法

- ・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第1項表第一号ロ、ハ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合

最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、定期講習の受講を確認する。ただし、競争参加資格申請等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

- ・建築士法施行規則「第17条の37第1項表第一号イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、建築士試験の合格を確認する。

ただし、競争参加資格申請書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

(設定例)

- ・総合主任担当技術者は一級建築士であること。
- ・構造主任担当技術者は一級建築士であること。

- ・電気設備主任担当技術者は建築設備士又は設備設計一級建築士であること。
- ・機械設備主任担当技術者は建築設備士又は設備設計一級建築士であること。

等

3) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

<考え方>

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、配置予定管理技術者については、原則として全ての業務について、各担当業務分野の主任担当技術者については、必要に応じて、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。
- ・同種業務又は類似業務の設定にあたっては、できるだけシンプルな表現（一般的な用語で具体的に）で幅広く設定すること。
- ・業務実績は、民間の設計又は監理業務でも蓄積可能な実績を同種業務として設定し、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。
- ・業務実績は、平成21年度以降公示日現在までに完了した業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合には、これに因らないことができる。

ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。

イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

- ・業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。

- ・ 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
 - ・ 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
 - ・ 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
 - ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
 - ・ 業務実績の提出にあたっては、下記の①～④の電子複写を提出すること。ただし、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報に登録されている場合は、申請書に PUBDIS 登録された「業務名」、「登録日」、「会社コード」、「業務コード」、「発注者コード」を記載し、PUBDIS に登録され、業務内容が確認できる場合は、①～④の資料の複写を提出する必要はない。

業務実績が複数に分割された契約のうち一つの業務の場合は、実績対象となる業務を一貫して実施して実施していることを示すものとして、分割された他の契約の資料（PUBDIS の電子複写又は①、③）を提出する。
- ①「契約書（建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項を含む）」
 - ②「図面」（提出図面は、仕様書、特記仕様書、平面図及び立面図とする。増築又は改修の場合は、工事内容及び範囲が記載されていること。）
 - ③協力事務所が有る又は協力事務所の立場の場合はその関係及び業務範囲が記載された資料。
 - ④「従事した立場の解る資料」（「受注者管理体制系統図」等の従事した立場が記載されている資料。
- ・ 業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
 - ・ 求める業務実績は、1 件とする。

- ・ 同種又は類似業務の対象から削除する「軽微な業務」の業務内容及び契約額は、発注する業務の内容に応じて変更することができる。
- ・ 業務の実績のうち「20. (2) ⑤ 業務成績の相互利用機関と適用対象」に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
- ・ 国土交通省（※）が発注した建築関係建設コンサルタント業務に、管理技術者として従事した者のうち、業務成績が「60点未満」の業務実績が複数ある者については、配置予定管理技術者として配置できない。

<記載例>

- ① 配置予定管理技術者は、平成21年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務において、1件以上の実績（実績対象の業務を一貫して実施していることとし、契約が複数に分割されていた場合も実績として認める）を有していること。

ただし、業務実績のうち20. ⑤表「業務成績の相互利用機関と適用対象」（※監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領）に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、国土交通省（※）が発注した業務において、平成21年度以降公告日現在までに管理技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る業務成績が「60点未満」の業務実績が複数ある者は配置できない。

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した同種業務又は類似業務も実績として認める。

（同種業務の記載例）

以下の（ア）～（オ）を全て満たす設計業務（あるいは監理業務）

ただし、軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

（ア）建物用途 ○○○○

（イ）構造 ○○○○

（ウ）階数 ○○○○

（エ）延床面積 ○○○○

(オ) 設計内容 ○○○○○○○○○○

※「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

なお、上記期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する休業）及び介護休業（同条第2項に規定する休業をいう。（以下、単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として認める期間（以下、「評価対象期間」という。）を延長できるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

「評価対象期間」は、年単位に繰り上げるものとする。

4) 配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件

＜考え方＞

原則として、設計業務の場合は、配置予定管理技術者について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

必要に応じ、設計業務の場合は、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

管理技術者及び担当技術者等としての手持ち業務（公告日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の件数が配置予定管理技術者は5件以下である者。

管理技術者及び担当技術者等としての手持ち業務の件数が配置予定担当技術者は3件以下である者。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（500万円以下）の場合。

また、その他の業務の場合は業務の内容に応じ設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 大規模な業務等については、件数を適宜、変更し設定することができる。

<記載例>

- ① 公告日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の件数が配置予定管理技術者は5件以下であること。

ただし、配置予定管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る金額で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、全ての手持ち業務の件数が3件以下であるものでなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者等として従事している契約金額が500万円を超える業務（ただし、設計その2業務（設計意図伝達業務）、診断業務は除く。）をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置予定管理技術者、予定主任担当技術者等の手持ち業務（本業務は含まない。）5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

ア 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ 平成25年度以降（過去5年間）の地方整備局委託業務等成績評価要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成25年度以降（過去5年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評価要領に基づく業務成績が75点以上である者

エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

5) 直接的な雇用関係に関する要件

＜考え方＞

業務特性等から、直接雇用関係にないものが管理技術者（及び、主たる業務分野を担当する主任担当技術者）となることで、業務の履行体制等が品質に大きく影響する業務については、設定することができる。

＜記載例＞

申請書等提出日において、配置予定管理技術者及び主たる分野（総合分野）の配置予定主任担当技術者は競争入札参加資格申請書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。
ただし、配置予定管理技術者と主たる分野（総合分野）の配置予定主任担当技術者は兼務しても良い。

法人の場合は事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し、または雇用保険証の複写等公的機関で証明できる資料を提出すること。

なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。

(3) 技術提案書に関する要件

1) 基本的要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

また、特定テーマは、業務内容に応じて求めることが出来るものとし、評価値配点割合が1：3の業務については必ず設定することとし、1：2の業務は、特定テーマを設定しないことを標準とし、業務内容に応じて設定することが出来るものとする。

なお、1：1の業務については、特定テーマを設定しないものとする。

特定テーマを設定する場合は、1テーマを基本とする。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・技術提案書については、実施方針でA 4判1枚(頁)以内、業務実施体制でA 4判1枚(頁)以内、特定テーマは業務内容に応じて、1テーマにつきA 4判1枚(頁)以内の提出を求める

ものとする。

- ・業務の内容に応じて、提案内容の根拠等を説明する補足資料の提出を求めるものとする。

<記載例>

- ① 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ア) 実施方針
- イ) 業務実施体制
- ウ) 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

○○○○○○○○○○○○

※提案内容の根拠等を説明する補足資料を提出できるものとする。なお、補足資料は提出枚数を限定しない。

(4) 競争参加資格を与えない要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件を示す際に提示する。

<記載例>

- ① 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ア 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- イ 技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。

2. 技術点の評価基準

(1) 評価基準

<考え方>

- 各要件の評価は2～4段階で実施する。各要件において、何段階の評価とするかについては、業務内容、評価項目等により適宜設定すること。
- 評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。
※各要件の配点のウェイトについては、入札説明書に明記する。
- 技術点の合計点は60点とし、配点割合等を変更した場合でも変更しない。
- 技術点の付与は、評価値配点割合が1：2～1：3の業務は、評価基準に基づき評価した技術点の合計点を付与するものとし、1：1の業務は、評価基準に基づき評価した技術点の合計を換算し、付与するものとする。

(2) 入札参加者の評価

1) 業務実績に関する要件

<考え方>

原則として、同種又は類似業務の実績について、次の事項を評価項目として設定する。
なお、競争参加資格要件として設定していない場合は、評価項目として設定しないことができる。

<記載例>

平成21年度以降の同種又は類似業務の実績を以下の通り評価する。

【設計業務の場合】

- ① 同種業務の実績が2件ある。
- ② 同種業務の実績が1件ある。
- ③ 類似業務の実績がある。

【監理業務の場合】

- ① 同種業務の実績がある。
- ② 類似業務の実績がある。

○同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

【設計業務の場合】

配 点		評 価 基 準
同種・類似 を設定	同種のみ を設定	
3	3	同種業務の実績が2件ある
1.5	0	同種業務の実績が1件ある
0	—	類似業務の実績がある

【監理業務の場合】

配 点		評 価 基 準
2		
0		類似業務の実績がある

※業務の内容により、類似業務を設定しない場合は（ ）内の配点を標準とすることができる。

※監理業務など業務の内容や業務の規模を考慮して、評価の内容や配点をその業務に応じて変更することができる。

- ・ 複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

2) 業務成績

＜考え方＞

原則として、業務成績について、次の事項を評価項目として設定する。

※過去○年間の切り替えについては、8月1日公示日以降とする。

＜記載例＞

【設計業務の場合】

業務成績は、「20. ⑤ 業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の相互利用の適用対象」のものうち、平成25年度から平成29年度に契約履行が完了した設計業務成績の平均点（業務成績はPUBDISに登録してあるものとする）。

尚、適用開始時期が異なるので、適用対象の表をよく確認し、評価する。

【監理業務の場合】

過去5年間の中部地方整備局発注業務で地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領に基づ

＜業務成績の平均点を次の順位で評価する。＞

- ① 平均点が75点以上
- ② 平均点が65点以上75点未満
- ③ 業務成績の実績がない
- ④ 平均点が65点未満、あるいは、上記①②において複数の実績がある場合、1件でも60点未満の実績がある場合

○業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配点	評価基準
2	①平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が75点以上
1	②平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が65点以上75点未満
0	③業務成績の実績がない
-1	④平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が65点未満、あるいは、① ②において複数の実績がある場合、1件でも60点未満の実績がある場合

※複数の実績が有る場合は、平成25年度～平成29年度の平均（業務成績が付されている実績のみの平均点）の業務の成績とする。また、業務が複数の年度にまたがる場合は、業務が完了した年度の成績とする。ただし、表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」の業務成績において、平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が65点未満の場合や1件でも60点未満の実績がある場合は、減点する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 「過去5年間」は相互利用の申し合わせにより下記とする。
 - 令和 元年7月まで：平成25年度～平成29年度
 - 令和 元年8月以降：平成26年度～平成30年度

3) 企業信頼度（優良表彰等）

＜考え方＞

より優良な企業の参画を期待する場合は、企業の優良表彰の受賞の有無について評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として企業の優良表彰の受賞の有無を評価項目として設定する。

※過去○年間の切り替えについては、8月1日公示日以降とする。

＜記載例＞

- ① 企業における平成〇〇年以降の業務優良表彰の受賞の有無
次の順位で評価する。
- ア) 優良表彰の受賞実績有り
 - イ) 優良表彰の受賞実績無し

○企業の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
1	優良表彰の受賞実績有り
0	優良表彰の受賞実績無し

- ・優良表彰の受賞実績は、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」の業務区分（設計の場合は設計業務の優良表彰、監理業務の場合は監理業務の優良表彰）に該当する優良表彰（局長表彰、事務所長表彰、室長等表彰）のみを対象とする。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・「平成〇〇年以降」とは過去10年間の実績とし、表彰受賞年で判断する。
令和 元年7月まで：平成21年度～平成30年度
令和 元年8月以降：平成22年度～平成31年度

4) 地域精通度（地域での業務経験）

＜考え方＞

業務の内容に照らし、技術者の当該地域での業務経験が業務成果等の品質に大きな影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上特に必要な場合又は業務の品質向上に寄与する場合は、地域精通度について、評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域精通度（地域での業務経験）を評価項目として設定することができる。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・業務経験の対象として設定する範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理すること。
- ・地域精通度は、基本として、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。
- ・なお、担当技術者に対しては、評価項目としないこと。
- ・業務拠点と同時に設定しない。

＜記載例＞

- ①平成21年度以降公告日までに完了した業務における、地域での業務経験次の順位で評価する。
- ア) 県内の特定地域内における業務経験を有する。
 - イ) ○○県内における業務経験を有する。
 - ウ) その他

○地域精通度に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
2	県内の特定地域内での業務経験を有する
1	県内での業務経験を有する
0	その他

5) 業務拠点に関する評価

＜考え方＞

営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地について評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として営業拠点の所在地を評価項目として設定する。

＜記載例＞

- ① 営業拠点等の所在地次の順位で評価する。
- ア) 県内の特定地域内に営業拠点等を有する。
 - イ) ○○県内に営業拠点等を有する。
 - ウ) 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。

○競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を中部地方整備局管内としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
2	県内の特定地域内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
1	県内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
0	中部地方整備局管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する

○競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「県内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
2	県内の特定地域内に営業拠点等を有する
0	〇〇県内に営業拠点等を有する

・所在地として設定する範囲は、次の範囲を標準とするが、設定にあたっては競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、考え方を整理すること。

ア) 県内の特定地域内 イ) 県内 ウ) 中部地方整備局管内

・営業拠点等とは技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する拠点であり、「等」とは本社（店）、支社（店）あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

6) 企業信頼度（文書注意等）に関する要件

<考え方>

全ての業務について、次の事項を評価項目として設定する。

① 文書注意等

技術提案書の提出日が、以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。なお、中部地方整備局からの建設コンサルタント業務等に係る処分とする。

ア) 文書注意措置後1ヶ月

イ) 口頭注意措置後1ヶ月

- 一定の期間内に文書注意等の処分を受けている場合、当該競争参加資格申請者の評価点から以下を標準として減じるものとする。

配点	評価基準
-2	文書注意措置後1ヶ月
-1	口頭注意措置後1ヶ月

設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする

7) その他の項目

<考え方>

業務の内容に応じて、業務実施上から特に必要な場合、適宜、評価項目として設定することができる。

<設定例>

- ・ 企業信頼度（特殊な企業活動）

※ 業務実績以外に特殊な研究実績や関連する経験を有していることにより、当該業務の品質向上に特に寄与することが想定される等の場合は、特殊な企業活動について、評価項目として設定することができる。

- ・ 企業信頼度（地域貢献度）

※ 中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等から、災害復旧等の地域貢献度に関する実績がある場合に下記のとおり評価する。

- ① 災害復旧等に関する表彰又は感謝状（過去2年間）を受けた実績を有する。
- ② 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（過去5年間）の実績を有する。
- ③ 災害協定を締結している。
- ④ 上記以外。

【災害時の応急対応がある場合に設定する】

(3) 配置予定技術者の評価

配置予定技術者については、原則として管理技術者を対象とするが、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、主任担当技術者に対して評価項目を設定することができる。

1) 業務実績

<考え方>

原則として、配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者の同種又は類似業務の実績について、次の事項を評価項目として設定する。

ただし、配置予定主任担当技術者の実績については、(2) 配置予定技術者に関する競争参加資格要件設定 2) 業務実績に関する要件①の設定と同様の業務実績について評価を行うものとする。

なお、競争参加資格要件として設定していない場合は、評価項目として設定しないことができる。

<記載例>

平成21年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。

[管理技術者評価]

- ① 管理技術者又はこれに準ずる立場として従事した同種業務の実績がある。
- ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場として従事した同種業務の実績がある。
- ③ 担当技術者の立場として従事した同種業務の実績がある。
- ④ 類似業務の実績がある。

[〇〇主任担当技術者評価]

- ① 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場として従事した同種業務の実績がある。
- ② 担当技術者として従事した同種業務の実績がある。
- ③ 類似業務の実績がある。
- ④ 業務の実績がない。

〇同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

[管理技術者]

配 点		評 価 基 準
同種・類似を設定	同種のみ設定	
3	3	管理技術者又はこれに準ずる立場として従事した同種業務の実績の実績がある。
2	1. 5	主任担当技術者又はこれに準ずる立場として従事した同種業務の実績がある。
1	0	担当技術者として従事した同種業務の実績がある。
0	—	類似業務の実績がある。

[〇〇主任担当技術者]

配 点		評 価 基 準
同種・類似を設定	同種のみ設定	
2	2	管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場として従事した同種業務の実績がある。
1	1	担当技術者として従事した同種業務の実績がある。
0. 5	—	類似業務の実績がある。
0	0	業務の実績がない。

※設計業務及び監理業務において、業務の内容や業務の規模を考慮して、評価の内容や配点をその業務に応じて変更することができる。

- ・複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

2) 資格

＜考え方＞

資格に関する要件は、専門資格（発注者支援技術者、建築士等、業務に特に直結する資格）を重視する業務においては評価項目として設定することができる。この場合は、必要に応じ、次の事項を参考として主任担当技術者の資格を評価項目として設定する。

＜記載例＞

【主任担当技術者資格評価】

次の順位で評価する。

- ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、1級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格
- ② 二級建築士、2級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格
- ③ 上記以外の資格

○主任担当技術者資格を評価項目として設定する場合の評価の考え方は以下を標準とする。

【設計業務の場合】

配点	評価基準
1	専門資格（一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士）
0.5	専門資格（二級建築士）
0	上記以外の資格

【監理業務の場合】

配点	評価基準
2	専門資格（一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、1級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格）
1	専門資格（二級建築士、2級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格）
0	上記以外の資格

- ・ 建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。
- ・ 建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合は、管理技術者が一級建築士でない場合又は競争参加資格申請書及び技術提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イに該当する場合を除く。）並びに業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合に当該資格を保有していない場合は、欠格とする。

3) CPD取得単位

<考え方>

設計業務の場合は、管理技術者及び分担分野の主任担当技術者に対して設定する。

<記載例>

【CPD取得単位数評価】

次の順位で評価する。

[管理技術者]

- ① 20単位以上
- ② 10単位以上20単位未満
- ③ 10単位未満

[主任担当技術者]

- ① 20単位以上
- ② 10単位以上20単位未満
- ③ 10単位未満

CPD取得の単位の状況の評価は下記による。

- ① 評価対象となる官庁営繕部指定の証明書に示すCPD取得単位は、証明書発行申請日の1ヶ月前の日から過去1年間における、下記i)からiii)に示す取得単位の合計値とする。(ただし、建築士定期講習を含まないものとする。)
 - i) ②に示す営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間(※1)に3を乗じた値を取得単位とする。
 - ii) ①以外の特別認定講習会(※2)については、認定時間(※1)に2を乗じた値を取得単位とする。
 - iii) 一般認定プログラムについては、認定時間(※1)を取得単位とする。
 - (※1) 認定時間とは建築CPD運営会議が認定する時間をいい、1時間=1認定時間とする。
 - (※2) 特別認定講習会とは、国又は地方公共団体が主催、共催若しくは後援する講習会等で、建築CPD運営会議が特別認定講習会として認定した講習会をいう。
- ② 営繕業務関係特別認定講習会は、下記i)及びii)の項目に適合した講習会とする。
 - i) 建築CPD運営会議において、特別認定講習会に認定されていること。
 - ii) 国土交通省(沖縄総合事務局を含む)が主催、共催若しくは後援する講習会等で国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌事務に関連する内容であること。

[管理技術者、主任担当技術者]

配点	評価基準
1.0	20単位以上
0.5	10単位以上20単位未満
0	10単位未満

4) 技術者信頼度（管理技術者の優良表彰）

<考え方>

原則として、技術者の優良表彰の受賞の有無について評価項目として設定することができる。

<記載例>

管理技術者の平成20年度以降の技術者優良表彰の有無を下記のとおり評価する。

- ア) 優良表彰の受賞実績有り
- イ) 優良表彰の受賞実績無し

○技術者の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
1	優良表彰の受賞実績有り
0	優良表彰の受賞実績無し

- ・優良表彰は、技術者が受賞したものを対象とし、業務表彰は対象外とする。
- ・優良表彰の受賞実績は、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」の業務区分（設計の場合は設計業務の優良表彰）に該当する優良表彰（局長表彰、事務所長表彰、室長等表彰）のみを対象とする。

<設定にあたっての留意点>

- ・「平成〇〇年以降」とは過去10年間の実績とし、表彰受賞年で判断する。
令和 元年7月まで：平成21年度～平成30年度
令和 元年8月以降：平成22年度～平成31年度

(4) 技術提案書及び技術提案に関する評価

1) 評価の考え方

<考え方>

技術提案書及び技術提案に関する考え方の評価については、次の項目に基づき作成し評価を行う。

- 項目の評価は、基本要素と加点要素で行う。
- 基本要素では最低限、業務実施上、必要と思われる条件等を確認する。
- 加点要素は業務に関連する技術的知識に富んでいる場合や提案内容の理解度が高い場合等を評価する。

- ・基本要素は、競争参加資格を最低限有し、業務実施上、最低限必要と思われる条件等を確認

する項目であり、該当していれば基本点を与える。（基本要素は、仕様や目的との整合性程度）

- ・ 加点要素は、基本要素で基本点を与えられた場合に評価を行う。
- ・ 加点要素の配点の考え方は、項目内容、項目数により適宜設定する。
- ・ 評点は、基本要素と加点要素の合計とする。（合計した評点が公表対象）

2) 評価の方法

<考え方>

技術提案書については、着目点の考え方を具体的、かつ客観的に評価できるチェックリストを作成し評価を行う。

また、技術提案書の記載内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

<記載例>

- ① 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ② 実施方針と特定テーマ等の技術提案に矛盾等があり、整合が図られていない。
- ③ 実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

○技術提案書の評価の考え方

評価項目の 着目点	評価項目の着目点の考え方	
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の適切性や妥当性が高い場合には優位に評価する。	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、条件、内容の理解度 ・ 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い ・ 業務実施上の課題や留意点を明確にし、その対応策についての記載内容の妥当性が高い ・ 業務成果の品質向上（※監理業務の場合は工事目的物の品質確保）に関する記載内容の適切性がある
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合には優位に評価する。	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上での適切な実施体制の確保 ・ 業務の経験者や専門技術者を配置 ・ ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・ セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・ 業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い等
特定テーマ	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合には優位に評価する。	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定テーマの内容の理解度 ・ 地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解し、特定テーマにおける問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・ 問題点、課題、留意点に対して最新の技術基準等に基づく検討手法の提案がある。 ・ 過去の実績や検証結果など理論的に裏付けられたコスト面も含めた実現性が高い提案がある。 ・ 工学的知見に基づく独創性が高い提案がある。

技術提案書の評価は、実施方針、業務実施体制、特定テーマ毎に実施する。

- ・ 特定テーマを2テーマ求める場合で、各テーマが関連する場合は、特定テーマ間の整合性等を評価する。
- ・ 特定テーマを2テーマ求める場合、実施方針、実施体制、特定テーマの配点を合計45点として適宜設定すること。

○加点要素の評価方法は、原則として、均等配点方式とする。

3) ヒアリング

<考え方>

(1) ヒアリングの考え方

ヒアリングは、評価値配点割合が1：3の業務については必ず実施することとし、1：2の業務は、必要に応じて実施するものとする。なお、1：1の業務については、ヒアリングを原則実施しないものとする。

その他は、プロポーザル方式を参照

(2) ヒアリングの実施体制

プロポーザル方式を参照

(3) ヒアリングの実施方法

1) ヒアリングは、入札説明書で明示した日程で実施する。

2) 要件で、担当技術者等を求めた場合は原則として管理技術者に加えて、設定した技術者を全てを対象にヒアリングを実施する。

3) 競争参加資格要件の確認及び基本要素については管理技術者を対象に確認・評価を行う。

但し、担当技術者等に競争参加資格要件を設定した場合は、併せて対象として確認・評価を行う。

4) 加点要素については、出席した技術者を総合して確認・評価する。

また、確認結果を書面とあわせて評価の項目に反映させる。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（〇件、〇円）についても聞き取りを行うものとする。

ヒアリング後に、外部委員のみで組織された総合評価審査委員会においてヒアリング結果とともに意見聴取を行うものとする。

なお、ヒアリングでの聞き取り内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

<記載例>

- ① 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ② 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ③ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

○ヒアリングの確認項目（技術提案書の評価に反映する）

確認点	確認の考え方	
技術者としての基本的な技術力	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合には優位に評価する。	
	確認点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者自身の業務実績について具体的な説明があり、自ら主体的に携わったことが認められる ・ 業務を実施上の課題や留意点を把握している ・ 業務に関連する技術的知識及び照査能力等の保有が確認できる ・ 業務経験が豊富であると同える 等
技術提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合には優位に評価する。	
	確認点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の目的、内容又は技術提案（実施方針、特定テーマ等）の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある ・ 技術提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる ・ 業務に関連する技術基準、指針、事例等の最新の情報に関し、知識を保有している ・ 技術提案の内容に関し、実現性が高く、的確な補足説明がある 等

(5) 評価内容の担保

<考え方>

契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補を請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

＜記載例＞

評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

なお、契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行うものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大10点まで減ずるものとする。

契約書附則の例

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、次の提案について履行できない状況が発生した場合は、発注者・受注者協議を行うこと。なお、協議のうえ、受注者の責により次の提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という）を算定し、ペナルティー額に100分の8に相当する額を加算した支払いを求める。ただし、ペナルティー額は、入札価格の10%を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

$$= (\text{当初評価値} - \text{見直し後技術点} - \text{当初価格点}) \times (\text{当初予定価格} \div \text{価格点の配分点})$$

（提案内容）

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○

（6）虚偽の記載

<考え方>

申請書等に虚偽の記載をした場合は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、参加表明書及び技術提案書を無効とする場合を明確にし下記のとおりとする。

<記載例>

申請書等に虚偽の記載をした場合には、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・ 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・ 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書と無関係な書類である場合
- ・ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・ 白紙である場合
- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・ 発注者名に誤りがある場合
- ・ 発注案件名に誤りがある場合
- ・ 提出業者名に誤りがある場合
- ・ その他未提出又は不備がある場合

(7) 技術提案書等の取扱の記載

<記載例>

申請書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

<記載例>

提出された申請書等は返却しない。なお、提出された申請書等は技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。

<記載例>

提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。また、申請書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

3. 技術点の付与の考え方

<記載例>

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
- ③ 落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術提案等の内容に応じ、次のア、イ、ウ、エの評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

ア 基本事項評価（企業）

イ 基本事項評価（技術者）

ウ 技術提案書

エ 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術点合計} = (\text{基本的事項評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性評価に基づく履行確実性度})$$

< 1位満点方式 > (参考)

・ 技術点の最高得点者を満点の60点に換算し、次順位以降の者には以下により技術評価点（換算点）を付与する。

・ 技術評価点 = 取得した絶対評価点 × (60点 / 最高得点者の絶対評価点)

※換算後、少数第4位までとし少数5位以下は切り捨て

【イメージ】	絶対評価点	※換算点
最高得点者	1位 55点 →60点とする。	→ 60.0000点
	2位 45点 →45点 × (60点 / 55点)	→ 49.0909点
	3位 40点 →40点 × (60点 / 55点)	→ 43.6363点

・ 絶対値評価の最上位者に満点（60点）を付与し、次順位以降の者には、以下により技術評価点を付与

・ 技術評価点 = 取得した絶対値評価 × (60点 / 最上位者の絶対評価値)

※換算後の技術点は、少数第4位までとし、少数第5位以下は切り捨てとする。

4. 競争参加資格に関する事項

1) 競争参加資格を与えない要件

<記載例>

① 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

ア 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

イ 技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。

2) 入札の無効等

<記載例>

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けている者その他の開札の時に4に掲げる資格を満たさない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

②技術提案に関するヒアリング

- ・技術者自身の業務実績について説明が出来ない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切ある。

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

(3) 履行確実性に関する評価

履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

IV-2 総合評価落札方式における履行確実性の評価

総合評価落札方式により発注する業務で予定価格が500万円を超えるものにおいては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

1. 対象業務 総合評価落札方式の業務を対象とする。

2. 「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施確認

業務の効率化の観点より、開札後、予定価格及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格及び品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「調査基準価格等」という。）と入札額を確認し、調査基準価格等に満たない入札がある場合には、調査基準価格等に満たない入札をした者（以下「調査基準価格等に満たない者」という）の全員にガイドラインVI. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（1）増員担当技術者、配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け（2）再委託（3）打合せ（4）履行確認に関し、その実施の可否の確認を開札後速やかに実施する。

3. 技術提案の履行確実性に関する評価の審査・評価

（1）原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者（調査基準価格等に満たない者を含む）について、履行確実性に関するヒアリング（以下、「ヒアリング」という）を実施する場合がある。なお、ヒアリングの実施については、4. の記載例により、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。

（2）入札参加者のうち、調査基準価格等に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、調査基準価格等に満たない者のうち「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施が可能な者には、開札後、技術提案書の外に所定の追加資料の提出を求める。なお、当該追加資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

（3）（1）のヒアリング及び（2）の追加資料等をもとに技術提案の履行確実性の審査を行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

（4）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a) 業務内容に対応した費用が計上されているか、b) 担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、c) 品質管理体制が確保されているか、d) 再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a) から d) までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

（5）評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、（4）の履行確実性の評価をAとし、技術提案評価点に1.00を乗じて評価するものとする。

② 調査基準価格等に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、（4）の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を技術提案評価点に乗じることにより評価するものとする。

評価	履行確実性度
A	1. 00
B	0. 75
C	0. 50
D	0. 25
E	0. 00

(6) (1) のヒアリングは、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号）記第 4 により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

(7) (1) のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

4. その他

- (1) 調査・設計業務の成果は、その後の工事の施工や維持管理にも大きな影響を与えることから、こうした調査・設計業務の総合評価落札方式等の実施にあたっては、具体的な評価テーマに係る技術提案を求め、調査・設計段階から施工、維持管理段階に至るまでの総合的な品質の確保に努めること。
- (2) 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。
- (3) 本対象業務において技術提案の履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

1) 総合評価落札方式による業務の全ての入札公告に記載すること。

<記載例>

2 入札方式等

- ① 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- ② 予定価格が 1, 000 万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく調査基準価格を設定する。
- ③ 予定価格が 500 万円を超え、1, 000 万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」を設定する。
- ④ ②及び③（予定価格が 500 万円を超える）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- ⑤ 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。ただし、「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：1（6）担当部局に同じ
まで持参により提出すること。
- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

<記載例>

④ 技術提案の履行確実性に関する評価

④－1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。

調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局 HP (<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」)に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

④－2 履行確実性に関するヒアリング

1) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者【又は主任技術者、主任担当者】及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2. の資料を以下により提出を求める。

提出先：○) ○と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日（要請日含む）

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R：1部）を提出すること。

- 5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。
- 6) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として、無効とする。

2) 総合評価落札方式による業務の全ての特記仕様書に次の通り記載するものとする。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 履行確実性の確認

予決令第85条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める。）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目 a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

なお「品質確保基準価格」とは、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出した価格をいう。

V 価格競争方式における要件設定

V-1 一般競争入札方式

1. 競争参加資格要件

競争参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、業務を実施するために必要な要件を適切に設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

(1) 入札参加希望者に関する競争参加資格要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

また、本要件が適用される期間は、競争参加資格確認申請書の提出期限から入札日である。なお、(2)は設計共同体を設定する場合に適用する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 入札参加希望者が、競争参加資格確認申請書の提出期限以降に本要件を満たしていない状況になった場合は、その時期に応じて、競争参加資格がない旨の通知又は競争参加資格の取り消しの手続き等を行う。
- ・ (1) 単体企業、⑥に掲げる一級建築士事務所登録については、設定するものとする。ただし、業務内容（設備設計等や軽微な業務等）を考慮して、状況に応じて要件から除外することができる。
- ・ (2) 設計共同体については、原則設定しない。

<記載例>

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は「別表」⑤の日を予定する。

※（１）⑥に掲げる一級建築士事務所登録については、業務内容や業務規模を考慮して、状況に応じて要件から除外することができる。

（２）設計共同体（※小規模改修設計等の場合は設定しない。）

（１）に掲げる条件を満足している者（※建築士法に定められた業務を行わない場合は、次の記載ができるものとする。『（１）①～⑤に掲げる条件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者は（１）⑥に掲げる条件を満たしている者』）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇〇月〇〇日付け中部地方整備局長 [URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm)）に示すところにより、中部地方整備局長からH〇〇 〇〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2) 資本関係及び人的関係に関する要件

<考え方>

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イについて同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項

の規定により専任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②
と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 業務実績に関する要件

<考え方>

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するため、すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した同種業務又は類似業務も実績として認める。(工事監理の場合)
- ・ 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- ・ 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が30者に満たない場合に設定するものとする。
- ・ 業務実績は、平成21年度以降公告日までに完了した業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合には、これに因らないことができる。

ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。

イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

- ・ 業務実績は、発注機関や地域等による限定(例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等)は、原則として設定しないこと。
- ・ 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。

- ・ 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- ・ 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・ 設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

参加表明者の実績（会社の実績）

・ 業務実績の提出にあたっては、下記の①～③の電子複写を提出すること。ただし、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報に登録されている場合は、申請書に PUBDIS 登録された「業務名」、「登録日」、「会社コード」、「業務コード」、「発注者コード」を記載すること。PUBDIS に登録され、業務内容が確認できる場合は、①～③の資料の複写を提出する必要はない。

業務実績が複数に分割された契約のうち一つの業務の場合は、実績対象となる業務を一貫して実施して実施していることを示すものとして、分割された他の契約の資料（PUBDIS の電子複写又は①、③）を提出する。

①「契約書（建築士法第22条の3の3に定める記載事項を含む）」

②「図面」（提出図面は、仕様書、特記仕様書、平面図及び立面図とする。増築又は改修の場合は、工事内容及び範囲が記載されていること。）

③協力事務所が有る又は協力事務所の立場の場合はその関係及び業務範囲が記載された資料。

- ・ 業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされなければならない。）

・ 業務の実績のうち「20.（2）⑤ 業務成績の相互利用機関と適用対象」に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

- ・ 入札参加希望者に品質確保が困難と想定される実績がある場合、配置予定管理技術者の業務成績を参加資格要件として設定する。
（「60点未満」の業務実績がある入札参加希望者にあつては、国土交通省（※）が発注した業務において、管理技術者又は主任担当技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る過去5年間（年度）の業務成績が「平均点65点以上」である配置予定管理技術者を配置しなければならない。）

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

- ・ 同種又は類似業務の対象から削除する「軽微な業務」の業務内容及び契約額は、発注しようとする業務の内容に応じて変更することができる。

<記載例>

- ① 入札参加希望者は、平成 21 年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務において、1 件以上の実績（実績対象の業務を一貫して実施していることとし、契約が複数に分割されていた場合も実績として認める）を有していること。

ただし、業務実績のうち「業務成績の相互利用機関と適用対象（※監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領）に基づく業務成績」が 60 点未満の業務は実績として認めない。

なお、国土交通省（※）が発注した建築関係建設コンサルタントのうち、過去 10 年間（公告日現在）に「60 点未満」の業務実績がある入札参加希望者にあつては、国土交通省（※）が発注した業務のうち、管理技術者又は主任担当技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る過去 5 年間（年度）の業務成績が「平均点 65 点以上」である配置予定管理技術者を配置しなければならない。

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

（同種業務の記載例）

以下の（ア）～（オ）を全て満たす設計業務（あるいは監理業務）

ただし、軽微な業務（契約額 100 万円未満）は除く。

- | | | | |
|---------|--------------|---------|------|
| （ア）建物用途 | ○○○○ | （イ）構造 | ○○○○ |
| （ウ）階数 | ○○○○ | （エ）延床面積 | ○○○○ |
| （オ）設計内容 | ○○○○○○○○○○○○ | | |

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）
（類似業務）＜同種業務に準じて設定する＞

4) 業務実施体制に関する要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

<記載例>

申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理並びに分担業務分野（〇〇分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）である。
（※監理業務の場合：「積算に関する業務を除く」を削除）

②業務の分担構成が、不明確又は不自然である。

③再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務に係わる令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格者である場合で、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中である。

④建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすと想定される場合。

⑤設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

5) 営業拠点に関する要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

本要件は、業務実施の確実性を高め、業務成果の品質向上を図るため、競争参加資格要件として

設定する。

営業拠点等とは技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

ア）本社（店）、支社（店）又は営業所等

イ）本社（店）又は支社（店）等

ウ）本社（店）等

※ 「等」とは本社（店）、支社（店）あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

- ・ 技術者は業務内容に応じて一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士などを設定する。
- ・ 競争参加資格要件を満たす者が30者程度以上確保できる場合は、県内又は事務所管内に本社（店）、あるいは、本社（店）、支社（店）を有する者としても良い。
- ・ 競争参加資格要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を整理すること。

<記載例①>

① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

<記載例②>

① 中部地方整備局管内のうち、〇〇県内（又は〇〇事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

6) 守秘性に関する要件

<考え方>

次に該当する場合は、競争参加資格要件として設定することができる。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：積算、企業情報・個人情報を取り扱う業務

守秘性を要件に設定する場合は次の事項を参考とする。

<記載例>

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

7) 地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

<考え方>

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかの場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・ 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・ 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。
- ・ 業務拠点と同時に設定しない。

<記載例>

- ① 平成21年度以降公告日までに完了した業務において、〇〇地域での業務経験があるものでなければならない。

(2) 配置予定技術者に関する競争参加資格要件設定

配置予定管理技術者に対する競争参加資格要件は、原則として管理技術者あるいは必要に応じて主任担当技術者に対して競争参加資格要件を設定する。

1) 資格に関する要件

＜考え方＞

すべての業務において、原則として管理技術者に対して資格を応募要件として設定する。なお、業務の内容に応じて関連資格を設定すること。

- ・管理技術者は一級建築士（※1）であること。

本要件は、業務成果の品質確保・向上のために、競争参加資格要件として設定する。

＜設定等にあたっての留意点＞

- ・技術者の資格は、業務を適切に実施するために必要となる資格を設定すること

※1 管理技術者等は業務の内容に応じ、下記の関連資格等から設定できる。

建築設備士、技術士（当該分野）、設備設計一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士 等

※延べ面積が2,000㎡を超える建築物の設計の場合は、建築設備士の積極的な活用を行うものとする。

※建築士定期講習の受講等の確認方法

- ・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第1項表第一号 ロ、ハ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、定期講習の受講を確認する。ただし、競争参加資格申請等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

- ・建築士法施行規則「第17条の37第1項表第一号 イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、建築士試験の合格を確認する。ただし、競争参加資格申請書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために、各分野の主任担当技術者について、次の事項を競争参加資格要件として、必要に応じて設定する。

（設定例）

- ・総合主任担当技術者は一級建築士であること。
- ・構造主任担当技術者は一級建築士であること。

- ・電気設備主任担当技術者は建築設備士又は設備設計一級建築士であること。
- ・機械設備主任担当技術者は建築設備士又は設備設計一級建築士であること。

<記載例>

- ・配置予定管理技術者は一級建築士であり、競争参加資格申請書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イに該当する場合を除く。）。

2) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

<考え方>

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するためすべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

<設定にあたっての留意点>

- ・同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- ・類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が30者に満たない場合に限り設定するものとする。
- ・業務実績は、平成21年度以降に完了した（過去10年間、公示日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合には、これに因らないことができる。
 - ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。
 - イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- ・業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- ・発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。

- ・ 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- ・ 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようにすること。
- ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。

参加表明者の実績（技術者の実績）

- ・ 業務実績の提出にあたっては、下記の①～④の電子複写を提出すること。ただし、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報に登録されている場合は、申請書にPUBDIS登録された「業務名」、「登録日」、「会社コード」、「業務コード」、「発注者コード」を記載すること。PUBDISに登録され、業務内容が確認できる場合は、①～④の資料の複写を提出する必要はない。

業務実績が複数に分割された契約のうち一つの業務の場合は、実績対象となる業務を一貫して実施して実施していることを示すものとして、分割された他の契約の資料（PUBDISの電子複写又は①、③）を提出する。

- ①「契約書（建築士法第22条の3の3に定める記載事項を含む）」
- ②「図面」（提出図面は、仕様書、特記仕様書、平面図及び立面図とする。増築又は改修の場合は、工事内容及び範囲が記載されていること。）
- ③協力事務所有る又は協力事務所の立場の場合はその関係及び業務範囲が記載された資料。
- ④「従事した立場の解雇資料」（「受注者管理体制系統図」等の従事した立場が記載されている資料。

- ・ 業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされなければならない。）
- ・ 同種又は類似業務の対象から削除する「軽微な業務」の業務内容及び契約額は、発注しようとする業務の内容に応じて変更することができる。

・ 業務の実績のうち「20.（2）⑤「業務成績の相互利用機関と適用対象」に基づく

業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

- ・ 配置予定管理技術者に品質確保が困難と想定される実績がある場合、国土交通省（※）が発注した業務のうち、管理技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る業務成績が「60点未満」の業務実績が複数ある者は配置できない。

<記載例>

- ① 配置予定管理技術者（あるいは必要に応じて配置予定主任担当技術者）は、平成21年度以降公告日までに完了した、同種又は類似業務 において1件以上の実績（実績対象の業務を一貫して実施していることとし、契約が複数に分割されていた場合も実績として認める）を有していること。

ただし、「業務成績の相互利用機関と適用対象」（※監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領）に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、国土交通省（※）が発注した業務において、平成21年度以降公告日までに管理技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る業務成績が「60点未満」の業務実績が複数ある者は配置できない。

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した同種業務又は類似業務も実績として認める。

（同種業務の記載例）

以下の（ア）～（オ）を全て満たす設計業務。ただし、軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

- （ア）建物用途 ○○○○ （イ）構造 ○○○○
（ウ）階数 ○○○○ （エ）延床面積 ○○○○
（オ）設計内容 ○○○○○○○○○○

※「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

(類似業務) <同種業務に準じて設定する>

なお、上記期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する休業）及び介護休業（同条第2項に規定する休業をいう。（以下、単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として認める期間（以下、「評価対象期間」という。）を延長できるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。「評価対象期間」は、年単位に繰り上げるものとする。

3) 地域精通度（地域での業務実績）に関する要件

<考え方>

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・ 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・ 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。
現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。

<記載例>

- ① 配置予定技術者は、平成21年度以降公告日までに完了した業務において、〇〇地域での業務経験があるものでなければならない。

4) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

<考え方>

原則として、設計業務の場合は次の事項を競争参加資格要件として設定する。

管理技術者、及び担当技術者等としての手持ち業務（公告日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の件数が管理技術者は5件以内である者。

なお、履行期間中に上記手持ち業務量が越えた場合は、特記仕様書の規定による。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

また、その他の業務の場合は業務の内容に応じ設定すること。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 根拠が明確に出来る場合は、金額又は件数について変更し設定することができる。

<記載例>

- ①公告日現在の全ての手持ち業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む）の件数が配置予定管理技術者は5件以下であること。
ただし、配置予定管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る金額で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、全ての手持ち業務の件数が3件以下であるものでなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者等として従事している契約金額が500万円を超える業務（ただし、設計その2業務（設計意図伝達業務）、診断業務は除く。）をいう。

- ②本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まず）が5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

ア 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ 平成25年度以降（過去5年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成25年度以降（過去5年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

5) 直接的な雇用関係に関する要件

<考え方>

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者（必要に応じて主たる業務分野を担当する主任担当技術者）となる可能性が懸念される場合、又は中立・公平性や守秘性等の競争参加資格要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を競争参加資格要件として原則設定する。

<記載例>

- ① 申請書等の提出日において、配置予定管理技術者、あるいは主たる業務分野の配置予定主任担当技術者は、本業務の申請者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。

法人の場合は事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し、または雇用保険証の複写等公的機関で証明できる資料を提出すること。

なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。

6) 配置予定管理技術者に関するその他の要件

<考え方>

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、競争参加資格要件として設定する。

(3) その他の競争参加資格要件設定

1) その他の留意事項

<記載例>

・提出期限以降における競争参加資格申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、競争参加資格申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

V-2 簡易公募型競争入札方式

1. 応募要件

応募要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、業務を実施するために必要な要件を適切に設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

(1) 指名されるために必要な要件

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。
また、本要件が適用される期間は、参加表明書の提出期限から入札日である。
なお、(2)は設計共同体を設定する場合に適用する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 参加表明者が、参加表明書の提出期限以降に本要件を満たしていない状況になった場合は、その時期に応じて、非選定又は指名の取り消しの手続き等を行う。
- ・ (1) 単体企業、⑥に掲げる一級建築士事務所登録については、原則として設定するものとするが、業務内容（設備設計等や軽微な業務等）を考慮して、状況に応じて要件から除外することができる。
- ・ (2) 設計共同体については、原則設定しない。

<記載例>

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※(1)②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は「別表」①の日を

予定

する。

※（１）⑥に掲げる一級建築士事務所登録については、業務内容や業務規模を考慮して、状況に応じて要件から除外することができる。

（２）設計共同体（※原則設定しない。）

（１）に掲げる条件を満足している者（※建築士法に定められた業務を行わない場合は、次の記載ができるものとする。『（１）①～⑤に掲げる条件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者は（１）⑥に掲げる条件を満たしている者』）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇〇月〇〇日付け中部地方整備局長

URL:<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm>）に示すところにより、中部地方整備局長からH〇〇 〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

<記載例>

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることには、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4)までに掲げる者に準ずる者
 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 業務実績に関する要件

<考え方>

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するためにすべて業務について、次の事項を応募要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した同種業務又は類似業務も実績として認める。（※監理業務の場合）
- ・ 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- ・ 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が30者に満たない場合に限り設定するものとする。
- ・ 業務実績は、平成21年度以降公告日までに元請けとして完了した業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合には、これに因らないことができる。
 - ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。

イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

- ・ 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
 - ・ 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
 - ・ 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
 - ・ 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
 - ・ 例外的に業務実績として複数回の実績を求める場合は、その回数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
 - ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
 - ・ 設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
 - ・ 業務実績の提出にあたっては、下記の①～③の電子複写を提出すること。ただし、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報に登録されている場合は、申請書に PUBDIS 登録された「業務名」、「登録日」、「会社コード」、「業務コード」、「発注者コード」を記載すること。PUBDIS に登録され、業務内容が確認できる場合は、①～③の資料の複写を提出する必要はない。
業務実績が複数に分割された契約のうち一つの業務の場合は、実績対象となる業務を一貫して実施して実施していることを示すものとして、分割された他の契約の資料（PUBDIS の電子複写又は①、③）を提出する。
- ①「契約書（建築士法第22条の3の3に定める記載事項を含む）」
 - ②「図面」（提出図面は、仕様書、特記仕様書、平面図及び立面図とする。増築又は改修の場合は、工事内容及び範囲が記載されていること。）
 - ③協力事務所有る又は協力事務所の立場の場合はその関係及び業務範囲が記載された資料。
- ・ 業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
 - ・ **業務の実績のうち「20.（2）⑤ 業務成績の相互利用機関と適用対象」に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。**
 - ・ 入札参加希望者に品質確保が困難と想定される実績がある場合、配置予定管理技術者の業務成績を参加資格要件として設定する。
（「60点未満」の業務実績がある入札参加希望者にあつては、国土交通省（※）が発注した業務において、管理技術者又は主任担当技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る過去5年間（年度）の業務成績が「平均点65点以上」である配置予定管理技術者を配置しなければならない。）

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

- ・ 業務実績は、1件以上の実績を応募要件として設定する。

<記載例>

① 参加表明書を提出する者は、平成21年度以降公告日までに元請けとして完了した同種又は類似業務において、1件以上の実績（実績対象の業務を一貫して実施していることとし、契約が複数に分割されていた場合も実績として認める）を有していること。

ただし、業務実績のうち「業務成績の相互利用機関と適用対象（※監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領）に基づく業務成績」が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、国土交通省（※）が発注した建築関係建設コンサルタントのうち、過去10年間（公告日現在）に「60点未満」の業務実績がある入札参加希望者にあつては、国土交通省（※）が発注した業務のうち、管理技術者又は主任担当技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る過去5年間（年度）の業務成績が「平均点65点以上」である配置予定管理技術者を配置しなければならない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

（同種業務の記載例）

以下の（ア）～（オ）を全て満たす設計業務（あるいは監理業務）

ただし、軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

- | | | | |
|---------|--------------|---------|------|
| （ア）建物用途 | ○○○○ | （イ）構造 | ○○○○ |
| （ウ）階数 | ○○○○ | （エ）延床面積 | ○○○○ |
| （オ）設計内容 | ○○○○○○○○○○○○ | | |

※「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

（類似業務）<同種業務に準じて設定する>

3) 守秘性に関する要件

<考え方>

次に該当する場合は、応募要件として設定することができる。

- ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

守秘性を要件に設定する場合は次の事項を参考とする。

<記載例>

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

本要件は、応募要件のみに設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 応募要件として設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。
- ・ ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要のある場合は、次のとおり。

例：積算、企業情報・個人情報を取り扱う業務

4) 営業拠点に関する要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

本要件は、業務実施の確実性を高め、業務成果の品質向上を図るため、応募要件として設定する。

営業拠点等とは技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

ア) 本社（店）、支社（店）又は営業所等

イ) 本社（店）又は支社（店）等

ウ) 本社（店）等

エ) 本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ

※「等」とは本社（店）、支社（店）あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 技術者は業務内容に応じて一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士などを設定すること。
- ・ 応募要件を満たす者が30者程度以上確保できる場合は、県内又は事務所管内に本社（店）、あるいは、本社（店）、支社（店）を有する者としても良い。
- ・ 応募要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を整理すること。

<記載例①>

① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

<記載例②>

① 中部地方整備局管内のうち、〇〇県内（又は〇〇事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者（一級建築士など）が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

5) 地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を応募要件として設定することができる。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・ 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・ 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

① 平成21年度以降公告日までに完了した業務において、〇〇地域での業務経験があるものでなければならない。

(2) 配置予定技術者に関する応募要件設定

＜考え方＞

配置予定技術者に対する応募要件は、原則として管理技術者あるいは必要に応じて主任担当技術者に対して応募要件を設定する。

1) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

＜考え方＞

すべての業務において、原則として管理技術者に対して資格を応募要件として設定する。なお、業務の内容に応じて関連資格を設定すること。

本要件は、業務成果の品質確保・向上のために、競争参加資格要件として設定する。

＜設定等にあたっての留意点＞

- ・ 技術者の資格は、業務を適切に実施するために必要となる資格を設定すること
- ・ 管理技術者等は業務の内容に応じ、下記の関連資格等から設定できる。
建築設備士、技術士（当該分野）、設備設計一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士 等
※延べ面積が2,000㎡を超える建築物の設計の場合は、建築設備士の積極的な活用を行うものとする。
※建築士定期講習の受講等の確認方法
- ・ 建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第1項表第一号ロ、ハ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、定期講習の受講を確認する。ただし、競争参加資格申請等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。
- ・ 建築士法施行規則「第17条の37第1項表第一号イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」の場合
合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写しにより、建築士試験の合格を確認する。ただし、競争参加資格申請書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から3年以内であるものとする。

業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために、各分野の主任担当技術者について、次の事項を競争参加資格要件として、必要に応じて設定する。

（設定例）

- ・ 総合主任担当技術者は一級建築士であること。
- ・ 構造主任担当技術者は一級建築士であること。
- ・ 電気設備主任担当技術者は建築設備士又は設備設計一級建築士であること。
- ・ 機械設備主任担当技術者は建築設備士又は設備設計一級建築士であること。

＜記載例＞

・配置予定管理技術者は一級建築士であり、競争参加資格申請書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イに該当する場合を除く。）。

2) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するためにすべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- ・ 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が30者に満たない場合に限り設定するものとする。
- ・ 業務実績は、平成21年度以降に完了した（過去10年間、公示日現在）業務の実績を求めるとを基本とするが、次の場合には、これに囚らないことができる。
 - ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。
 - イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- ・ 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- ・ 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- ・ 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- ・ 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- ・ 例外的に業務実績として複数件の実績を求める場合は、その件数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
- ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・ 業務実績の提出にあたっては、下記の①～④の電子複写を提出すること。ただし、公共建

築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報に登録されている場合は、申請書にPUBDIS登録された「業務名」、「登録日」、「会社コード」、「業務コード」、「発注者コード」を記載すること。PUBDISに登録され、業務内容が確認できる場合は、①～④の資料の複写を提出する必要はない。

- ①「契約書（建築士法第22条の3の3に定める記載事項を含む）」
- ②「図面」（提出図面は、仕様書、特記仕様書、平面図及び立面図とする。増築又は改修の場合は、工事内容及び範囲が記載されていること。）
- ③協力事務所が有る又は協力事務所の立場の場合はその関係及び業務範囲が記載された資料。
- ④「従事した立場の解る資料」（「受注者管理体制系統図」等の従事した立場が記載されている資料。

業務実績については、必要に応じて、参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）

- ・ 業務実績は、1件の実績を応募要件として設定する。

<記載例>

- ① 配置予定管理技術者（あるいは必要に応じて主任担当技術者）は、平成21年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務において1件以上の実績（実績対象の業務を一貫して実施していることとし、契約が複数に分割されていた場合も実績として認める）を有していること。

ただし、業務実績のうち「業務成績の相互利用機関と適用対象（※監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領）に基づく業務成績」が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、国土交通省（※）が発注した業務において、過去10年間（公告日現在）、管理技術者として従事した建築関係建設コンサルタント業務に係る業務成績が「60点未満」の業務実績が複数ある者は配置できない。

※以下の発注機関とする。

大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部、地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る）

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、協力事務所の立場で実施した同種業務又は類似業務も実績として認める。

（同種業務の記載例）

以下の（ア）～（オ）を全て満たす設計業務（あるいは監理業務）
ただし、軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

(ア) 建物用途 ○○○○ (イ) 構造 ○○○○
(ウ) 階数 ○○○○ (エ) 延床面積 ○○○○
(オ) 設計内容 ○○○○○○○○○○○

※「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて設定する＞

3) 地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

＜考え方＞

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を応募要件として設定することができる。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・ 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・ 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

＜記載例＞

① 配置予定技術者は、平成21年度以降公告日までに完了した業務において、○○地域での業務経験があるものでなければならない。

4) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

＜考え方＞

原則として、設計業務の場合は次の事項を応募要件として設定する。

管理技術者、及び主任担当技術者等としての手持ち業務（公告日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の件数が管理技術者は5件以内である者。なお、履行期間中に上記手持ち業務量が越えた場合は、特記仕様書の規定による。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下）の場合。

イ) 業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

また、その他の業務の場合は業務の内容に応じ設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 根拠が明確に出来る場合は、金額又は件数について変更し設定することができる。

＜記載例＞

- ①公告日現在の全ての手持ち業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のを含む）の件数が配置予定管理技術者は5件以内であること。
ただし、配置予定管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る金額で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、全ての手持ち業務の件数が3件以内であるものでなければならない。
なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者等として従事している契約金額が500万円を超える業務（ただし、設計その2業務（設計意図伝達業務）、診断業務は除く。）をいう。
- ②本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まず）が5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - ア 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - イ 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ウ 平成25年度以降（過去5年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成25年度以降（過去5年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
 - エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

5) 直接的な雇用関係に関する要件

＜考え方＞

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者（必要に応じて主たる業務分野を担当する主任担当技術者）となる可能性が懸念される場合、又は中立・公平性や守秘性等の応募要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を応募要件として原則設定する。

＜記載例＞

- ① 申請書等提出日において、配置予定管理技術者は競争参加資格確認申請書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

法人の場合は事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し、または雇用保険証の複写等公的機関で証明できる資料を提出すること。

なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。

6) 配置予定技術者に関するその他の要件

<考え方>

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、応募要件として設定する。

(3) その他の競争参加資格要件設定

1) その他の留意事項

<記載例>

- ・提出期限以降における参加表明書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

2. 選定要件

<考え方>

- 選定要件により、参加表明者の評価（順位付け）を行い、入札参加者を10者程度選定する。
なお、評価10者程度で同評価の者が複数の場合は、同評価の者は全てを選定する。
- 各要件の評価は2～4段階で実施する。各要件において、何段階の評価とするかについては、業務内容、選定項目等により適宜設定すること。
- 入札参加者として選定された参加表明者に対しては、指名通知書により通知する。
なお、参加表明書を提出した者のうち、応募要件を満たさない者又は入札参加者として選定されなかった者に対しては、非指名通知書により通知する。
- 各選定要件に示す選定基準の考え方を変更する場合は、その考え方を整理すること。
- 選定要件の評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。
※各要件の配点のウェイトについては、入札説明書に明記する。

(1) 参加表明者に関する選定要件設定

1) 業務実績に関する要件

＜考え方＞

原則として、同種又は類似業務の実績について、次の事項を選定要件として設定する。

＜記載例＞

① 平成21年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務において
1件以上の実績を有していること。

次の順位で評価する。

ア) 同種業務の実績が3件ある。

イ) 同種業務の実績が2件ある。

ウ) 同種業務の実績が1件ある。

エ) 類似業務の実績のみ。

○同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

配点	評価基準
6	同種業務の実績が3件ある
3	同種業務の実績が2件ある
1	同種業務の実績が1件ある
0	類似業務の実績がある

・ 複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

2) 業務成績に関する要件

＜考え方＞

原則として、業務成績について、次の事項を選定要件として設定する。

※過去〇年間の切り替えについては、8月1日公示日以降とする。

<記載例>

【設計業務等の場合】

20. ⑤表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」のものうち、平成25年度から平成29年度に契約履行が完了した設計業務成績の平均点（業務成績はPUBDISに登録してあるものとする）。

尚、適用開始時期が異なるので、適用対象の表をよく確認し、評価する。

【監理業務の場合】

過去5年間の中部地方整備局発注業務で地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点を次の順位で評価する。

- ① 平均点が75点以上
- ② 平均点が65点以上75点未満
- ③ 業務成績の実績がない
- ④ 平均点が65点未満、あるいは、上記①②において複数の実績がある場合、1件でも60点未満の実績がある場合

配 点	評 価 基 準
6	①平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が75点以上
3	②平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が65点以上75点未満
0	③（中部地方整備局発注の）業務成績の実績がない
-3	④平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が65点未満、あるいは、 ① ②において複数の実績がある場合、1件でも60点未満の実績がある場合

<設定にあたっての留意点>

- ・ 過去5年間は、相互利用の申し合わせにより下記とする。
令和 元年7月まで：平成25年度～平成29年度
令和 元年8月以降：平成26年度～平成30年度

※複数の実績が有る場合は、平成25年度～平成29年度の平均（業務成績が付されている実績のみの平均点）の業務の成績とする。また、業務が複数の年度にまたがる場合は、業務が完了した年度の成績とする。ただし、表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」の業務成績において、平成25年度～平成29年度の業務成績の平均点が65点未満の場合や1件でも60点未満の実績がある場合は、減点する。

※入札説明書に「過去5年間」の定義を以下のように記載する。

<記載例>

業務成績における「過去5年間」とは、平成25年度～平成29年度を示す。

3) 企業信頼度（優良表彰）に関する要件

<考え方>

より優良な企業の参画を期待する場合は、企業の優良表彰の受賞の有無について選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として優良表彰の受賞の有無を選定要件として設定する。

※過去〇年間の切り替えについては、8月1日公示日以降とする。

<記載例>

- ① 企業における平成〇〇年以降の業務優良表彰の受賞の有無
次の順位で評価する。
 - ア) 優良表彰の受賞実績有り
 - イ) 優良表彰の受賞実績無し

〇企業の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	選定基準
3	優良表彰の受賞実績有り
0	優良表彰の受賞実績無し

- ・優良表彰の受賞実績は、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」の業務区分（設計の場合は設計業務の優良表彰、監理業務の場合は監理業務の優良表彰）に該当する優良表彰（局長表彰、事務所長表彰、室長等表彰）のみを対象とする。

<設定にあたっての留意点>

- ・「平成〇〇年以降」とは過去10年間の実績とし、表彰受賞年で判断する。
 - 令和 元年7月まで：平成21年度～平成30年度
 - 令和 元年8月以降：平成22年度～平成31年度

4) 業務拠点に関する要件

<考え方>

営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地に

ついて選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として営業拠点の所在地を選定要件として設定する。

<記載例>

- ① 営業拠点等の所在地：次の順位で評価する。
- ア) 県内の特定地域内に営業拠点等を有する。
 - イ) ○○県内に営業拠点等を有する。
 - ウ) 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。

○応募要件で営業拠点等の所在地を中部地方整備局管内としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配点	選定基準
5	県内の特定地域内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
3	県内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
0	中部地方整備局管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する

○応募要件で営業拠点等の所在地を「県内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配点	選定基準
3	県内の特定地域内に営業拠点等を有する
0	○○県内に営業拠点等を有する

○応募要件で営業拠点等の所在地を「県内の特定地域内」としている場合は、業務拠点を評価しない。

○営業拠点等の所在地を応募要件としていない場合の評価の考え方は以下を参考とする。

配点	選定基準
5	県内の特定地域内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
3	県内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
0	その他

- ・ 所在地として設定する範囲は、次の範囲を標準とするが、設定にあたっては競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、考え方を整理すること。
 - ア) 県内の特定地域内
 - イ) 県内
 - ウ) 中部地方整備局管内

- ・ 営業拠点等とは技術者が1名以上常駐する拠点であり、等とは本社（店）、支社（店）あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

（設備主体の場合）

※ 営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等をいう。

5) 地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

＜考え方＞

地域性を特に重視する業務については、地域精通度（地域での業務経験）について、選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域の業務経験を選定要件として設定する。

＜記載例＞

- ①平成21年度以降公告日までに完了した業務における、地域での業務経験を次の順位で評価する。
- ア) ○○地域における業務経験がある。
 - イ) △△地域における業務経験がある。
 - ウ) その他

○地域での業務経験に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	選定基準
5	県内の特定地域内における業務経験がある
3	△△地域における業務経験がある
0	その他

- ・ 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・ 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・ 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

6) 企業信頼度（文書注意等）に関する要件

＜考え方＞

全ての業務について、次の事項を評価項目として設定する。

① 文書注意等
技術提案書の提出日が、以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。なお、中部地方整備局からの建設コンサルタント業務等に係る処分とする。
ア) 文書注意措置後 1 ヶ月
イ) 口頭注意措置後 1 ヶ月

- 一定の期間内に文書注意等の処分を受けている場合、当該競争参加資格申請者の評価点から以下を標準として減じるものとする。

配点	評価基準
-2	文書注意措置後 1 ヶ月
-1	口頭注意措置後 1 ヶ月

設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする

7) 参加表明者に関するその他の要件

＜考え方＞
業務の内容に応じて、業務実施上から特に必要な場合、適宜、選定要件として設定することができる。

＜設定例＞

- ・ 企業信頼度（特殊な企業活動）
※ 業務実績以外に特殊な研究実績や関連する経験を有していることにより、当該業務の品質向上に特に寄与することが想定される等の場合は、特殊な企業活動について、選定要件として設定することができる。
- ・ 企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）
※ 中部地方整備局管内で中部地方整備局又は各自治体から営繕行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無を選定要件として設定することができる。

(2) 配置予定技術者に関する選定要件設定

配置予定技術者については、原則として管理技術者あるいは必要に応じて主任担当技術者に対して選定要件を設定する。

1) 資格に関する要件

＜考え方＞
原則として、次の事項を選定要件として設定するものとし、2～3段階で評価するものとする。

技術者資格 次の順位で評価する。
ア) 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、1級〇〇施工管

<p>理技士等、業務に特に直結する資格 イ) 二級建築士、2級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格 ウ) 上記以外の資格</p>

○資格に関する評価は2～3段階評価とする。

配点	選定基準
2	専門資格（一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、1級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格）
1	専門資格（二級建築士、2級〇〇施工管理技士等、業務に特に直結する資格）
0	上記以外の資格

- ・資格と業務との関連性の大小により、適宜、2～3段階で評価をする。
- ・建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。
- ・建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合は、管理技術者が一級建築士でない場合又は参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表第一号イに該当する場合を除く。）並びに業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合に当該資格を保有していない場合は、欠格とする。

2) 業務実績に関する要件

<p><考え方> すべての業務について、次の事項を選定要件として設定する。</p>

<p>① 平成21年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務の実績の内容 次の順位で評価する。</p> <p>【設計業務等の場合】 [管理技術者評価] ア) 管理技術者として従事した同種業務の実績又は類似業務の実績がある。 イ) 主任担当技術者として従事した同種業務の実績又は類似業務の実績がある。 ウ) 担当技術者として従事した同種業務の実績又は類似業務の実績がある。</p> <p>[〇〇主任担当技術者評価] ア) 管理技術者又は主任担当技術者として従事した同種業務又は類似業務の実績がある。 イ) 担当技術者として従事した同種業務又は類似業務の実績がある。</p>

【監理業務の場合】

[管理技術者評価]

- ア) 管理技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
- イ) 主任担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
- ウ) 担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
- エ) 類似業務の実績がある。

[〇〇主任担当技術者評価]

- ア) 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
- イ) 担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
- ウ) 類似業務の実績がある。

○同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

【設計業務等の場合】

[管理技術者]

配点	評価基準
3	管理技術者として従事した同種業務の実績又は類似業務の実績がある。
1.5	主任担当技術者として従事した同種業務の実績又は類似の実績がある。
0	担当技術者として従事した同種業務の実績又は類似業務の実績がある。

[〇〇主任担当技術者]

配点	評価基準
2	管理技術者又は主任担当技術者として従事した同種業務又は類似業務の実績がある。
0	担当技術者として従事した同種業務の実績又は類似業務の実績がある。

【監理業務の場合】

[管理技術者]

配点	評価基準
3	管理技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。

1. 5	主任担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
0	担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。

[〇〇主任担当技術者]

配点	評価基準
2	管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。
0	担当技術者又はこれに準ずる立場として担当した同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。

・複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

3) 技術者信頼度（優良表彰）に関する要件

<考え方>

業務の技術難易度が高い場合等、優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合は、技術者の優良表彰の受賞の有無について選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として優良表彰の受賞の有無を選定要件として設定する。

<記載例>

- ① 技術者における平成〇〇年以降の技術者優良表彰の受賞の有無
次の順位で評価する。
- ア) 優良表彰の受賞実績有り
 - イ) 優良表彰の受賞実績無し

○技術者の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	選定基準
5	優良表彰の受賞実績有り
0	優良表彰の受賞実績無し

- ・優良表彰は、技術者が受賞したものを対象とし、業務表彰は対象外とする。
- ・優良表彰の受賞実績は、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」の業務区分（設計の場合は設計業務の優良表彰、監理業務の場合は監理業務の優良表彰）に該当する優良表彰（局長表彰、事務所長表彰、室長等表彰）のみを対象とする。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・「平成〇〇年以降」とは過去10年間の実績とし、表彰受賞年で判断する。
令和 元年7月まで：平成21年度～平成30年度
令和 元年8月以降：平成22年度～平成31年度

4) 地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

＜考え方＞

業務の内容に照らし、技術者の当該地域での業務経験が業務成果等の品質に大きな影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上特に必要な場合又は業務の品質向上に寄与する場合は、地域精通度について、選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域精通度（地域での業務経験）を選定要件として設定する。

＜記載例＞

- ① 平成21年度以降公告日までに完了した業務における地域での業務経験
次の順位で評価する。
ア) 県内の特定地域内における業務経験を有する。
イ) 〇〇県内における業務経験を有する。
ウ) その他

○地域精通度（地域での業務経験）に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配点	選定基準
5	県内の特定地域内での業務経験を有する
3	県内での業務経験を有する
0	その他

- ・業務経験の対象として設定する範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・地域精通度は、基本として、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

5) 配置予定技術者に関するその他の要件

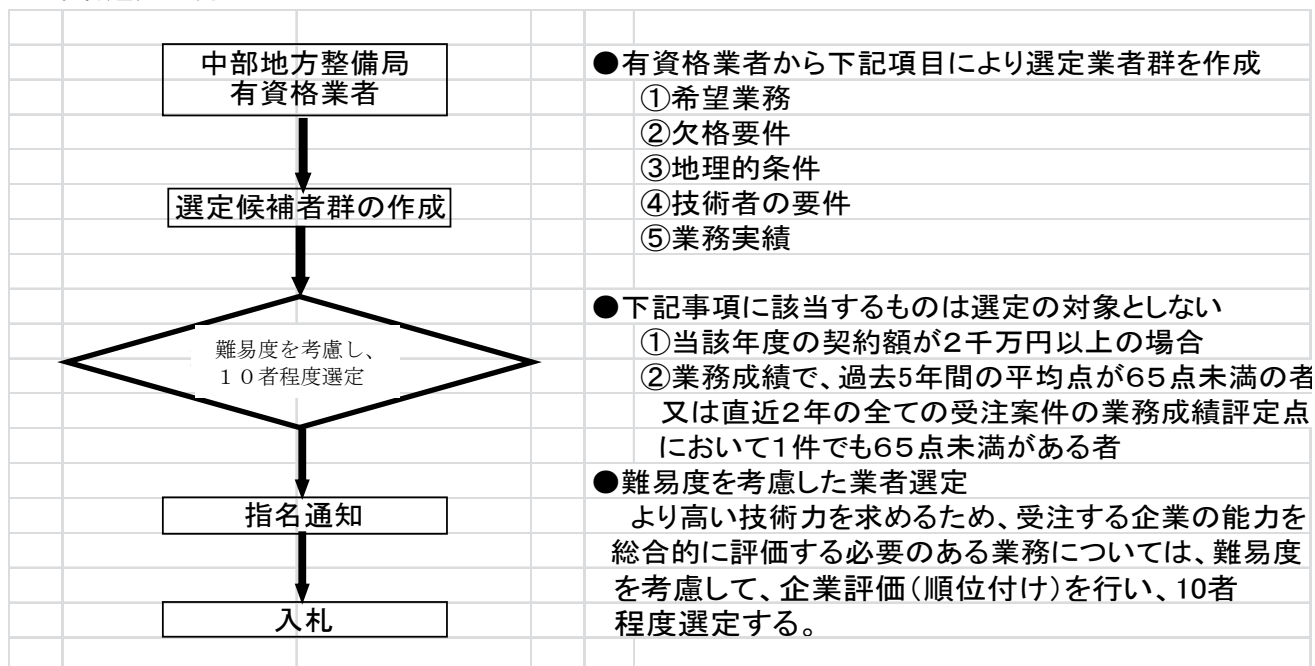
業務の内容に応じて、業務実施上から必要な事項について適宜、選定要件として設定する。

<設定例>

- ・ 技術者信頼度（当該部門での従事期間）
- ※ 一般的な業務において、業務の技術難易度が高い場合等優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合や、豊かな技術的経験により明確な品質向上が図られる場合は、技術者信頼度（当該部門での従事期間）について、選定要件として設定することができる。

V-3 指名競争入札方式

1. 業者選定の流れ



なお、評価10位のものが複数の場合は全てを選定する。

2. 業者選定の考え方

(1) 選定候補業者群の作成

中部地方整備局の有資格業者から下記の要件を設定し、選定候補業者群を作成する。

なお、選定候補者群は、原則として30者程度以上（設備設計の場合は、15者程度以上）確保することとし、著しく多数の場合は、適切な要件に見直すこと。

1) 希望業務区分

<考え方>
全ての業務について、業務内容に応じて業務に該当する希望業務区分を要件として設定する。

2) 欠格要件の有無

<考え方>
全ての業務について、不誠実な行為、経営の状況、安全管理、労働福祉の各項目で欠格要件に該当しないことを要件として設定する。

3) 地理的条件

<考え方>

全ての業務について、地理的条件を設定する。

地理的条件の設定は業務内容に応じて次のいずれかを設定する。

- ① ○○事務所管内に本社(店)等を有する。
- ② ○○県内に本社(店)等を有する。
- ③ 中部地方整備局管内に本社(店)等を有する。
- ④ ○○県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
- ⑤ ○○事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
- ⑥ 中部地方整備局管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 業務内容に応じて所在地の範囲及び本社(店)、支社(店)又は営業所等を設定するものとし、所在地及び設定根拠を整理すること。

※営業拠点等とは、○○管内に技術者(一級建築士等)が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

(設備主体の場合)

※ 営業拠点等とは、本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

4) 技術者に関する要件

<考え方>

全ての業務について、技術者要件を設定する。

技術者要件の設定は業務内容に応じて必要な資格を有した技術者数を設定する。

【設計業務等の場合】

- ①建築設計：一級建築士を有すること
- ②耐震診断：一級建築士を有すること
- ③建築設備：一級建築士又は建築設備士を有すること

【工事監理業務の場合】

- ①建築：一級建築士を有すること

②建築設備：当該業務に相応する技術者を有すること

5) 業務実績に関する要件

<考え方>

全ての業務について、業務実績を要件として設定する。

【設計業務等の場合】

- ①建築設計：建築設計を主とした実績を有すること
- ②耐震診断：建築設計を主とした実績を有すること
- ③建築設備：建築設備設計を主とした実績を有すること

【工事監理業務の場合】

- ①建築：建築工事監理又は設計を主とした実績を有すること
- ②建築設備：建築設備工事監理又は設計を主とした実績を有すること
- ③対象とする工事の設計業務を受注していないこと。

(2) 業者の選定

選定候補業者群から以下の難易度を考慮して、企業の評価（順位付け）を行い、指名予定業者を10者程度選定する。

なお、原則評価10位のものが複数の場合は全てを選定する。

1) 手持ち業務の状況に関する要件

<考え方>

原則として、手持ち業務の状況について、次の事項を選定要件として設定する

手持ち業務の状況は、当該年度契約額を一定規模の額で除することにより求められた値Xを次の順位で評価する。

なお、当該年度の契約額が一定規模の額の2倍以上の場合は選定しない。

- ① $X < 0.5$
- ② $0.5 \leq X < 1$
- ③ $1 \leq X < 2$
- ④ $2 \leq X$

※ 一定規模の額とは1,000万円とする。

Xは、基準値の上限を2.0として運用するが、変更する場合は発注等を勘案して決定する。

○手持ち業務状況は、3段階評価とし、考え方は以下を標準とする。

評 価	選 定 方 法
5	$X < 0.5$
3	$0.5 \leq X < 1$
0	$1 \leq X < 2$

<留意事項>

- ・ 手持ち業務の基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。
また、翌年度業務における手持ち業務の評価を前年度中に実施する場合は、4月1日を基準日とする。

2) 指名回数の状況に関する要件

<考え方>

当該年度の指名回数を次の順位で評価する。（工事監理業務の場合）

- ① 0回
- ② 1回又は2回
- ③ 3回以上

※設計業務の場合：原則として、指名回数の状況に関する要件は、設定しない。

評 価	評 価 方 法
5	0回
3	1回又は2回
0	3回以上

3) 業務成績に関する要件

<考え方>

原則として、業務成績について、次の事項を選定要件として設定する。

業務成績は、中部地方整備局発注業務で過去5年間の業務成績の平均点を次の順位で評価する。

。なお、過去5年間の企業の成績評定点の平均が65点未満、又は、直近2年間の全ての受注案件の業務成績評定点において1件でも65点未満がある場合は選定しない。

設計業務の場合

- ① 業務成績の平均点が75点以上
- ② 業務成績の平均点が70点以上75点未満
- ③ 業務成績の平均点が65点以上70点未満
- ④ 業務の実績がない
- ⑤ 業務成績の平均点が65点未満あるいは直近2年間で1件でも65点未満が有る

※ 中部地方整備局の実績がない場合は④として評価する。

なお、業務成績が65点未満の業務が1件でもある場合は補正を行う。

監理業務の場合

- ① 業務成績の平均点が75点以上
- ② 業務成績の平均点が70点以上75点未満
- ③ 業務成績の平均点が65点以上70点未満、あるいは、業務の実績がない
- ④ 業務成績の平均点が65点未満あるいは直近2年間で1件でも65点未満が有る

※ 中部地方整備局の実績がない場合は③として評価する。

なお、業務成績が65点未満の業務が1件でもある場合は補正を行う。

※平成25年度～平成29年度（過去5年間）は、以下のとおり。

令和元年8月以降：平成26年度～平成30年度

- ・ 設計業務等における過去5年間の業務成績とは中部地方整備局の業務で元請けとしての成績。（地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領による）中部地方整備局の業務成績の実績が無い者は④として評価する。
- ・ 監理業務における過去5年間の業務成績とは中部地方整備局の業務で元請けとしての成績。（地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領による）中部地方整備局の業務成績の実績が無い者は③として評価する。

○過去5年間の業務成績の平均点に関する評価は以下を標準とする。

設計業務の場合

評価	評価方法
5	75点以上
3	70点以上75点未満
1	65点以上70点未満
0	業務の実績がない
選定しない	65点未満あるいは直近2年間で1件でも65点未満

○業務成績が65点未満の業務が1件でもある場合は以下の補正を行う。

監理業務の場合

評価	評価方法
5	75点以上
3	70点以上75点未満
0	65点以上70点未満、あるいは、業務の実績がない
選定しない	65点未満あるいは直近2年間で1件でも65点未満

○業務成績が65点未満の業務が1件でもある場合は以下の補正を行う。

令和 元年7月まで：平成25年度～平成29年度

令和 元年8月以降：平成26年度～平成30年度

評価	評価方法
- 3	過去5年間で65点未満が1業務有り
- 5	過去5年間で65点未満が2業務以上有り
選定しない	直近2年間で65点未満が1業務以上有り

4) 優良業務に関する要件

<考え方>

原則として、優良業務について、次の事項を選定要件として設定する。

優良業務は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）発注業務で過去5年間の優良業務表彰の有無を次の順位で評価する。

① 過去2年間連続で優良業務表彰がある。

② 過去5年間に優良業務表彰がある。

③ 過去5年間に優良業務表彰がない。

※ 優良業務は、業種毎（建築関係建設コンサルタント業務）を対象とする。

※「過去5年間」は、以下のとおり。

令和 元年 7月まで：平成 25年度～平成 29年度（表彰年次）

令和 元年 8月以降：平成 26年度～平成 30年度（表彰年次）

- ・ 設計業務等における優良業務表彰とは中部地方整備局の業務で元請けとしての成績。（地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領による）
- ・ 監理業務における優良業務表彰とは中部地方整備局の業務で元請けとしての成績。（地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領による）

○優良業務表彰の有無は、3段階評価とし、考え方は以下を標準とする。

評価	評価方法
5	過去2年間連続で優良業務表彰がある。
3	過去5年間に優良業務表彰がある。
0	過去5年間に優良業務表彰がない。

5) 業務実績に関する要件

<考え方>

原則として、業務実績について、次の事項を選定要件として設定する。

業務実績は、平成21年度以降（過去10年間）の設計業務等の実績を評価する。

設計業務の場合

- ① 中部地方整備局営繕部が発注した当該業務と同種の実績がある
- ② 中部地方整備局営繕部が発注した当該業務と類似の実績がある
- ③ 中部地方整備局営繕部が発注した当該業務と同種・類似の実績が無い

監理業務の場合

- ① 中部地方整備局が発注した過去10年間の設計業務等の実績がある。
- ② ①の業務実績が無い。

※ 中部地方整備局の業務で元請けとしての受注実績

○ 過去10年間の設計業務等の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

設計業務の場合

評価	評価方法
5	中部地方整備局営繕部が発注した当該業務と同種の実績がある。
3	中部地方整備局営繕部が発注した当該業務と類似の実績がある。
0	中部地方整備局営繕部が発注した当該業務と同種・類似の実績が無い。

監理業務の場合

評価	評価方法
3	中部地方整備局が発注した過去10年間の設計業務等の実績がある。
0	中部地方整備局が発注した過去10年間の設計業務等の実績が無い。

- ・ 「過去10年間」とは、平成21年度以降完了（基準日現在）とする。基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

6) 技術的特性に関する要件

<p><考え方> 技術的特性に関する要件として業務実施上から特に必要な要件を1～2項目程度設定し、評価する。</p>

- ・ 地域精通度（地域における業務経験）。
完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。業務対象地域における、業務経験の有無

設計業務の場合

評価	評価方法
5	当該県に本社（店）が所在する。
3	当該県に支社（店）、営業所が所在する。
0	その他

監理業務の場合

評価	評価方法
5	〇〇地域に本社（店）が所在する。
3	〇〇地域に支社（店）、営業所が所在する。
0	その他

7) 技術者に関する要件

<p>技術者に関する要件は、有資格者の登録数を以下のとおり評価する</p> <p>【工事監理業務の場合】</p> <p>①有資格者の換算数 4 以上</p> <p>②有資格者の換算数 1 以上 4 未満</p> <p>設計業務の場合：設定しない。</p>

- ・ 有資格者の換算数とは、建築主体業務の場合は建築士、設備主体業務の場合は建築士、建築設備士の換算数とし、一級の有資格者を 1.0、二級を 0.5 として換算した数値とする。なお、建築設備士は一級の有資格者として扱う。

監理業務の場合

評 価	評 価 項 目
3	有資格者の換算数 4 以上
0	有資格者の換算数 1 以上 4 未満

<p><記載例></p> <p>技術者に関する要件で、積算士(積算資格者)等の登録数を以下のとおり評価する。</p> <p>【建築設計の場合のみ評価する】</p> <p>①積算士の数が1名以上</p> <p>②積算士の数が0名</p> <p>下記については、必要に応じ、上記に加え(積算士以外に加算評価)、設計内容等を勘案し、適宜評価の対象とする。</p> <p>【構造(耐震含む)設計を含む場合等において評価できる】</p> <p>①構造設計一級建築士の数が1名以上</p> <p>②構造設計一級建築士の数が0名</p> <p>【設備設計を含む場合等において評価できる】</p> <p>①建築設備士又は設備設計一級建築士の数が1名以上</p> <p>②建築設備士又は設備設計一級建築士の数が0名</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

評 価	評 価 項 目
3	積算士(あるいは、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士)の数が1名以上
0	積算士(あるいは、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士)の数が0名

9) その他の要件

入札参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、当該者のした入札を無効とする。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

(イ) 子会社（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）について同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。

VI 低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

1. 低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格は、予定価格が 1 千万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8.0を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

調査基準価格の算出方法は、次のとおりとする。

2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

1) 予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 増員担当技術者、配置予定技術者の制限及びは品質証明等の義務付け

低入札業務については、以下の対策をすべて実施することを義務付け

- ① 「配置予定業務管理者と同等の能力と経験を有し、かつ過去 5 年間の中部地方整備局発注業務で地方整備局等建築設計等委託業務成績評定（監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定）に基づく業務成績が 75 点以上の業務における主任担当技術者以上の経験のある技術者を管理技術者と別に担当技術者（以下、「増員担当技術者」という）として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書に基づく受注業務の管理技術者と同席出席させる。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

- ②「令和 元・2 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。」

ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

- (2) 再委託の上限を規定

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の3分の1以内とし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う。

- (3) 業務打合せの厳格化

低入札業務については、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の管理技術者と増員担当技術者の出席を義務付け。

- (4) 履行確認の厳格化

1) 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務（以下「低入札業務」という）については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を業務成績評定に反映。

<具体的な方法>

業務計画書に記載されている業務工程における業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員が業務の履行状況を確認し、予定工程と比べて遅れがある場合や適切に業務の履行ができていない場合は、その段階毎に減点として扱い、その減点の合計を成績評定に反映させる。

履行確認時の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・ 履行確認時に確認すべき点について、業務に応じてチェック項目を作成し、チェック項目に該当しない場合は減点なし（0点）、チェック項目に該当する場合は減点（チェック項目1つにつき、1点減点）するものとする。
- ・ チェック項目は、主要な区切り毎に作成するものとし、予定工期と比べて遅れがある、照査内容があいまい、検討事項に対してミスや手戻りが多い等、個々の業務内容に応じて適宜設定するものとする。
- ・ 業務履行中の減点の合計は、最大15点とする。

2) 低入札業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映。

【確認項目】

※以下の審査項目 a)～ d) とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

- ① 審査項目 a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備等

3. 入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載例

入札説明書及び特記仕様書に以下を参考に記載すること。

(1) 入札説明書の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」を示す部分に以下の文を記載。

(入札説明書への記載事項)

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。

なお、(1)及び(2)については、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 増員担当技術者、配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者、配置予定管理技術者の制限について次の事項を実施するものとし、配置する技術者は公共建築設計情報システム（PUBDIS）に登録すること。

- ・ 「配置予定業務管理者と同等の能力と経験を有し、かつ過去5年間の中部地方整備局発注業務で地方整備局等建築設計等委託業務成績評定（監理業務の場合は地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定）に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当技術者以

上の経験のある技術者を管理技術者と別に担当技術者（以下、「増員担当技術者」という）として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書に基づく受注業務の管理技術者と同席出席させる。

また、増員担当技術者の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

(2) 品質証明等

- ・ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「令和 元・2 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)の増員担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

<留意事項>

- ・ 「本業務に係る工事が完成する」までについては、業種、業務内容に応じて適宜、文章を修正すること。

(2) 入札（業務）説明書の「競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項」中「配置予定管理技術者の経歴等」に関する部分に以下の文を追記。

（入札（業務）説明書への記載事項）

配置予定管理技術者の経歴等

- ・ 手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札し業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。

(3) 指名競争入札の場合、上記3. (1) 及び (2) の内容は、指名通知書、現場説明書に記載す

ることとする。

(4) 特記仕様書に次のとおり記載するものとする。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 打合せ

共仕第〇〇条の業務の区切りは下記のとおりとし・・・・・・とする。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

4. 業務コスト調査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として業務コスト調査を実施する旨を特記仕様書に記載する。

また、相当の理由なく期限内に別添の業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

- ① 受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ② 受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

VII 品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格

中部地方整備局では、予定価格 500 万円を超え 1,000 万円以下の業務について、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「品質確保基準価格」）を設定し、その価格を下回った場合には、「Ⅶ 低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うことを試行する。

1. 品質確保基準価格の算出方法

算出方法は、「Ⅵ低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている調査基準価格の算出方法に準ずるものとする。

2. 総合評価落札方式による履行確実性の評価

総合評価落札方式による履行確実性の評価について、予定価格 500 万円を超え 1,000 万円以下の業務において行うものとし、評価方法は予定価格が 1,000 万円を超えるものと同様とする。

3. 入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載

入札説明書への記載は、以下の記載例の文面を記載。

<記載例>

○ 品質確保基準価格

- 1) 予定価格が500万円を超え1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「○ 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- 2) 1) の場合、「○ 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に記載されている「調査基準価格」を「品質確保基準価格」と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「○ 低入札価格調査に該当した場合の受注義務者(○)再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

Ⅷ 評価結果の公表

プロポーザル方式又は総合評価落札方式において手続きを行った業務について、契約締結後、評価結果の公表を行う。

また、閲覧とあわせ、ホームページにおいても評価結果を公表するものとする。

なお、総合評価落札方式において履行確実性に関する評価を行わない業務については、履行確実性評価欄の全てに「－」を記入すること。

Ⅸ 設計共同体

1. 設計共同体の考え方

(1) 基本的な考え方

企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応等の観点から、建設コンサルタント業務等を発注する際には単体企業に加え、原則として、設計共同体にも参加を認めるものとする。

なお、設計共同体の構成員の組合せは、2者以内を基本とする。

ただし、次に示す業務の場合、設計共同体の設定を行わないものとする。

(2) 設計共同体の設定を行わない業務

以下に該当する業務の場合は、設計共同体の設定を行わないものとする。

1) 作業分担により大きく品質向上が期待できない業務

作業規程等により調査方法や成果の精度が定められている業務であり、再委託又は派遣等の活用で足りるもの若しくは単純作業

例：測量業務、交通量測定業務、騒音・振動測定業務等

2) 明確な役割分担ができない業務

業務として一連の作業等が必要な業務。ただし、区域による区分が可能である場合は除く。

例：主要な調査・検討項目が一つしかない業務

3) 役割分担（得意分野）の詳細な確認ができない方式で発注する業務

価格のみによる競争で発注する業務（一般競争入札、簡易公募型競争入札）

※技術提案書の提出を求めないことから、実施体制等について詳細な確認が難しいため。

4) 小規模改修設計等の場合

(3) その他

設計共同体の申請において、仕様書に記載された業務内容の分担が、品質向上の観点から不明瞭な場合等は申請を認めない場合がある。